遺族年金の申請)

改

正

後

律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。 〇厚生労働省令第百十五号 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)の施行に伴い、 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 令和三年六月三十日 及び関係法令の規定に基づき、 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法 厚生労働大臣 田 村

第

条

船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第八十一条第一項の規定により基礎年金番号」国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第十条第一項又は厚生年金保険法

第百二十九条 遺族年金の支給を受けようとする者(次条第一項又は第百三十一条第一項の規定 に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならな

三 ~ 十 一

通知書の交付を受けた者にあっては、

個人番号又は基礎年金番号

2

3

第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。) 金番号を証明する書類(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の より基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年 国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定に

四 〈 八

4 5

(後順位者の申請手続

水曜日

第百三十一条 法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九条 第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなけ ばならない。

より基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、個人番号又は基礎年金番号 国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定に

三 ~ 十

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

五~七 類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 番号を証明することができる書類(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書 より基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっては、基礎年金番号通知書その他基礎年金 国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定に

3 6

略)

(遺族年金の申請)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

憲久

に該当する者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならな第百二十九条 遺族年金の支給を受けようとする者(次条第一項又は第百三十一条第一項の規定

かに該当するものにあっては、個人番号又は基礎年金番号 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条各号に規定する者のいずれ

三子十一

2

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

<u>.</u>

三 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、国民 限りでない。) 年金手帳その他の基礎年金番号を証明する書類(協会が番号利用法第二十二条第一項の規定 により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この

四 ~ 八 (略)

4 5 略)

(後順位者の申請手続)

第百三十一条 法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九条 第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなけ ればならない。

番号又は基礎年金番号 国民年金法施行規則第 条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、 個人

三~十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

四 きは、この限りでない。) 年金手帳その他基礎年金番号を証明することができる書類(協会が番号利用法第二十二条第 一項の規定により当該書類と同 国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、国民 一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができると

3 6 略 (略)

三~七

(略)

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第二条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する

改 正 後 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

第一章~第三章の三

第四章 認可に関する通知等 (第七十九条―第八十七条の)

第五章・第六章 (略

(基礎年金番号通知書等の提出)

く。)は、直ちに、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 第十条の四の要件に該当するに至つたときとし、事業主に個人番号を提供している場合を除 以下「当然被保険者」という。)の資格を取得したとき(七十歳以上の使用される者にあつては、 であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。 七十三号。以下「旧船員保険法」という。)による被保険者を含む。以下この条において同じ。) を事業主に提出しなければならない 「昭和六十年改正法」という。)第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第 かつて被保険者 (国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以

2 らかにすることができる書類を所持しているとき(事業主に個人番号を提供している場合を除 く。)は、直ちに、当該書類を事業主に提出しなければならない。 初めて当然被保険者の資格を取得した者は、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明 2

(任意単独被保険者の資格取得認可の申請)

(略)

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、 変更前の氏名を当該申請書に付記しなければならない。 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者は、基礎年金番号通知書その他

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 第一項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号

(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)

第五条の二

前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

第一章~第三章の三 略

第四章 認可に関する通知等 (第七十九条―第八十七条の三)

第五章・第六章

(年金手帳の提出等)

第三条 かつて被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。 以下「当然被保険者」という。)の資格を取得したとき(七十歳以上の使用される者にあつては、 各号に掲げる事項を事業主に申し出なければならない。 ならない。この場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該 第十条の四の要件に該当するに至つたとき)は、直ちに、年金手帳を事業主に提出しなければ であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。 七十三号。以下「旧船員保険法」という。)による被保険者を含む。以下この条において同じ。) 下「昭和六十年改正法」という。)第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第

年金手帳に記載されている氏名に変更がある者 変更前及び変更後の氏名

十条の四の要件に該当するに至つたとき)まで第四種被保険者(昭和六十年改正法附則第五 条第十三号に規定する第四種被保険者をいう。以下同じ。)の資格を有していた者 その旨 当然被保険者の資格を取得するに至つたとき(七十歳以上の使用される者にあつては、 第

氏名に変更があるときは、変更前及び変更後の氏名を事業主に申し出なければならない。 年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、年金手帳に記載されている 初めて当然被保険者の資格を取得した者は、 年金手帳を所持しているときは、直ちに、その

第四条 略)

(任意単独被保険者の資格取得認可の申請)

2 前項の者は、年金手帳を所持し、かつ、当該年金手帳に記載されている氏名に変更があると きは、変更前の氏名を同項の申請書に付記しなければならない。

第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

3

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 第一項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その

(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請

第五条の二

前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない

一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 三~七 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (略) 年金手帳その他

- 3 4 (略) 次に掲げる書類を添えなければならない
- 前項の申請書には、
- 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(号外第 146 号)

(高齢任意加入被保険者の氏名変更の届出)

年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな ばならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎 の氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなけれ 三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)は、そ 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第

(高齢任意加入被保険者の住所変更の届出

第五条の五 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第 年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな ばならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、 の住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなけれ 三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。) は、そ 当該届書に基礎

<u>`</u>

(被保険者の氏名変更の申出

第六条 被保険者(法附則第四条の三第一項の規定による被保険者及び第四種被保険者等を除き) 変更後の氏名を事業主に申し出なければならない。 ることができない者に限る。次条において同じ。)は、 厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受け その氏名を変更したときは、 速やかに、

(第四種被保険者の資格取得の申出

げる事項を記載した申出書に、 ができる書類を添えて、これを機構に提出することによつて行うものとする。 昭和六十年改正法附則第四十三条第二項又は第五項の規定による申出は、次の各号に掲 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすること

一~六

2 3

(第四種被保険者の氏名変更の届出

第九条 第四種被保険者は、その氏名を変更したときは、 記載した届書を機構に提出しなければならない 十日以内に、次の各号に掲げる事項を

(略)

- 3
- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない
- の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 年金手帳その他
- 三~七

(高齢任意加入被保険者の氏名変更の届出

ばならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に年金 の氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなけれ 三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)は、そ 手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第

(高齢任意加入被保険者の住所変更の届出

第五条の五 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第 三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)は、そ 手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 ばならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、 の住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなけれ 当該届書に年金

(被保険者の氏名変更の申出)

第六条 被保険者(法附則第四条の三第一項の規定による被保険者及び第四種被保険者等を除き、 厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受け ることができない者に限る。次条において同じ。)は、その氏名を変更したときは、 変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、 年金手帳を事業主に提出しなければならない

(第四種被保険者の資格取得の申出)

のとする。 げる事項を記載した申出書に、年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行うも 昭和六十年改正法附則第四十三条第二項又は第五項の規定による申出は、次の各号に掲

一 ~ 六

2 •

(第四種被保険者の氏名変更の届出)

第九条 第四種被保険者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を 記載した届書に、 年金手帳を添えて、これを機構に提出しなければならない

<u>·</u> (略)

(削る)

官

第十一条・第十一条の二 (基礎年金番号通知書の返付等)

る者に返付しなければならない。 たときは、当該基礎年金番号通知書を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用され 事業主は、第三条第一項又は第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の提出を受け

(基礎年金番号通知書の交付)

第十七条 事業主は、第八十一条第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の送付を受けたとき 速やかに、これを被保険者に交付しなければならない。

(基礎年金番号通知書等の適正な取扱い)

第十七条の二 事業主は、第三条第一項若しくは第二項の規定により基礎年金番号通知書その他 ばならない。 規定により基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、これらの書類を適正に取り扱わなけれ の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の

(被保険者の氏名変更の届出等)

第二十一条 事業主 出を受けたときは、速やかに、 提出しなければならない。 (船舶所有者を除く。以下この条において同じ。)は、第六条の規定による申 厚生年金保険被保険者氏名変更届(様式第十号の二)を機構に

2

略

(年金手帳の再交付の申請)

第十一条 被保険者又は被保険者であつた者 (旧船員保険法による被保険者であつた者を含む。 次項において同じ。)は、年金手帳を滅失し、若しくは毀損したとき又は年金手帳に記載された 氏名に変更があるときは、年金手帳の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

- 記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。 被保険者又は被保険者であつた者は、前項の申請をしようとするときは、 次に掲げる事項を
- 及び住所 氏名(年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、 変更後の氏名)、 生年月日
- 個人番号又は基礎年金番号
- を含む。以下この号において同じ。)として使用された船舶所有者の氏名及び住所並びに船員 の被保険者の資格を取得した年月日又は最初に船員被保険者(旧船員保険法による被保険者 という。)以外の被保険者として使用された事業所の名称及び所在地並びに船員被保険者以外 最初に法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者 以 下 |船員被保険者

被保険者の資格を取得した年月日

用される船舶所有者の氏名及び住所又は最後に船員被保険者として使用された船舶所有者の 所又は最後に船員被保険者以外の被保険者として使用された事業所の名称及び所在地並びに現に被保険者として使用される事業所の名称及び所在地若しくは船舶所有者の氏名及び住 最後に船員被保険者以外の被保険者の資格を喪失した年月日又は現に船員被保険者として使 氏名及び住所並びに最後に船員被保険者の資格を喪失した年月日

手帳を添えなければならない。 前項の申請書(年金手帳を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。)には、 年金手帳を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

年金

第十一条の二・第十一条の三 (略

(年金手帳の返付等)

第十六条 事業主は、 ならない。この場合において、第三条第一項第一号又は第二項の申出があつた者については、 当該年金手帳を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければ その者の年金手帳に変更後の氏名を記載しなければならない。 第三条第一項又は第二項の規定によつて年金手帳の提出を受けたときは、

(年金手帳の交付)

第十七条 事業主は、第八十一条第二項の規定によつて年金手帳の送付を受けたときは、 に、これを被保険者に交付しなければならない。

(年金手帳の適正な取扱い

提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により年金手帳の送付を受けたときは、当該年第十七条の二 事業主は、第三条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定により年金手帳の 金手帳を適正に取り扱わなければならない。

(被保険者の氏名変更の届出等)

第二十一条 らない。 出を受けたときは、速やかに、同条の規定により提出された年金手帳に変更後の氏名を記載す(二十一条 事業主(船舶所有者を除く。以下この条において同じ。)は、第六条の規定による申 るとともに、 厚生年金保険被保険者氏名変更届(様式第十号の二)を機構に提出しなければな

2 (略)

(削る)

3 | した届書を機構に提出しなければならない。 船舶所有者は、 第六条の規定による申出を受けたときは、 速やかに、次に掲げる事項を記載

4 | 一 5 四 略

(削る) (略)

(号外第 146 号)

5 | 七号の三)を添えなければならない。 日本国籍を有しない被保険者に係る第一項又は第三項の届書には、ローマ字氏名届(様式第

(裁定の請求)

の二~四

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

四の三~九 (略)

偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、

3 5 12

(裁定請求の特例)

第三十条の二

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

三. (略)

水曜日

4 5

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

(支給停止解除の申請

第三十条の五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

第三十条の三

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 基礎年金番号通

3 • 略)

(支給停止解除の申請)

れを被保険者に返付しなければならない。 事業主は、第一項の規定によつて年金手帳に変更後の氏名を記載したときは、速やかに、こ

提出しなければならない された年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に 船舶所有者は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、同条の規定により提出

4 |

3 |

船舶所有者は、第四項の規定によつて年金手帳に変更後の氏名を記載したときは、速やかに、

7 | 七号の三)を添えなければならない。 これを被保険者に返付しなければならない。 日本国籍を有しない被保険者に係る第一項又は第四項の届書には、ローマ字氏名届

(裁定の請求)

第三十条 (略)

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、 偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

配

四の三~九

(略)

配

の二~四

3 5 12

(裁定請求の特例)

第三十条の二 (略)

3

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

年金手帳その他

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

基礎年金番号通

三 . 四 (略)

第三十条の三 4 5 略)

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

年金手帳その他

第三十条の五

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

3 • 4

3

三~七 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 基礎年金番号通

3 略)

(所在不明の届出等)

第四十条の二(略)

2 前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明 3 6 らかにすることができる書類を添えなければならない

第四十四条 (裁定の請求)

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

八の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては

三~八

九・十 偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

第四十五条 (支給停止解除の申請)

官

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

三~八 (略)

略)

(改定の請求)

第四十七条

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

<u>-</u> <u>÷</u>

第四十七条の二

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

三五五 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 略) 基礎年金番号通

> 一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三~七

3

(所在不明の届出等)

第四十条の二

2 前項の届書には、受給権者の年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにする ことができる書類を添えなければならない。

3 6

(裁定の請求)

第四十四条 (略)

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

基礎年金番号通

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

八の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、 三~八

偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 • 九・十

(支給停止解除の申請)

第四十五条 (略)

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 年金手帳その他

(略)

3

第四十七条 (略) (改定の請求)

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 年金手帳その他

<u>-</u> <u>÷</u>

第四十七条の二

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 年金手帳その他

3 略) 略)

第四十七条の三

第五十条の二(略)

基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 定により同項の届書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、基礎年金番号通知書その他の 一~七 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。この場合において、同項の規

第五十六条の二 (所在不明の届出等) 3

2 らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明

3~6 (略) (裁定の請求)

基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

することができる書類

二の二~十四

水曜日

第六十条の二(略)

略)

二 5 三

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

(配偶者を有するに至つたときの届出

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、 配偶者の

第六十条

3 (略)

第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

の二 第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、

被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかに

4 5 7

(胎児の出生による裁定の請求の特例)

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

番号通知書その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金 前項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金

(支給停止解除の申請

第六十一条

2

第六十条

第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

の二 第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、

一 被保険者又は被保険者であつた者の年金手帳(年金手帳を添えることができないときは、

一の二~十四 その事由書)

4 7 (略)

(胎児の出生による裁定の請求の特例

第六十条の二

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

その他の当該妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の年金手帳 前項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金

二 5 三

略)

(支給停止解除の申請)

第六十一条(略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

(配偶者を有するに至つたときの届出

第四十七条の三

前項の届書には、 次に掲げる書類を添えなければならない。

年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、

第五十条の二 (略)

号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 定により同項の届書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、 前項の届書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない。 この場合において、 年金手帳その他の基礎年金番

3

(所在不明の届出等)

2 第五十六条の二(略) ことができる書類を添えなければならない。 前項の届書には、受給権者の年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにする

3 6 (略)

(裁定の請求)

3

年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3

(所在不明の届出等)

<u>-</u> <u>•</u>

(略)

三~七 二 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 基礎年金番号通

3

第六十二条 (胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

(略)

3

(所在不明とされた者の申請)

2

第六十七条

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

年金番号を記載する者にあつては、 ることができる書類 前項の規定により同項の申請書に申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の基礎 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにす

2

官

らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明

3 6 (裁定の請求)

第七十六条の二 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(裁定の請求)

第七十七条

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

第七十八条の四

(法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法)

法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる

ものとする。 次のいずれかに掲げる書類の添付 が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書(第一 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨

号改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。)及び第二

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三~七

(胎児の出生による遺族厚生年金の額の改定の請求

第六十二条

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 年金手帳その他

_ = (略)

3

(所在不明とされた者の申請)

第六十七条

前項の申請書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

一 前項の規定により同項の申請書に申請者及び申請者以外の遺族厚生年金の受給権者の基礎 年金番号を記載する者にあつては、 年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることがで

3

きる書類

(所在不明の届出等)

2 第七十三条の二 ことができる書類を添えなければならない 前項の届書には、受給権者の年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにする

3 6 (略)

第七十六条の二 (裁定の請求)

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二

(裁定の請求)

第七十七条 (略)

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 年金手帳その他

(法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法

第七十八条の四 法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、 ものとする。 次に掲げる

次のいずれかに掲げる書類の添付

号改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。)及び第二 が記載された公正証書の謄本若しくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書(第 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨

番号が記載されたものに限る。 号改定者(同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。)の氏名及び生年月日並びに当 該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受けた者の基礎年金

理人」という。)及び第二号改定者又はその代理人(第一号代理人を除く。以下この号におい 次に掲げる書類等の持参(第一号改定者又はその代理人(以下この号において「第一号代 「第二号代理人」という。)が共に行うものに限る。)

年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち基礎年金番号通知書の交付を受け を記載し、かつ、当事者自ら署名した書類(第一号改定者及び第二号改定者の氏名及び生 た者の基礎年金番号が記載されたものに限る。) 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨

2

(当事者からの情報提供請求

第七十八条の六

2

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

(略)

3 7

(標準報酬改定請求)

第七十八条の十一(略)

官

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

二 <u>5</u> 五 (略)

水曜日

(三号分割標準報酬改定請求

第七十八条の十九

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

五五五

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

(基礎年金番号通知書の交付等)

第八十一条 厚生労働大臣は、初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民年金法施行規則第 項各号に掲げる事項を記載した基礎年金番号通知書を作成して被保険者に交付しなければなら 十条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者を除く。)については、 同条第一

2 該被保険者を使用する事業主を通じて交付することができる。 前項の場合において、基礎年金番号通知書を交付しようとするときは、厚生労働大臣は、

当

号改定者(同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。)の氏名及び生年月日並びに当 者のいずれかに該当するものの基礎年金番号が記載されたものに限る。 該第一号改定者及び第二号改定者のうち国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する

理人」という。)及び第二号改定者又はその代理人(第一号代理人を除く。以下この号におい一 次に掲げる書類等の持参(第一号改定者又はその代理人(以下この号において「第一号代 て「第二号代理人」という。)が共に行うものに限る。)

イ 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨 年月日並びに当該第一号改定者及び第二号改定者のうち国民年金法施行規則第一条第一項を記載し、かつ、当事者自ら署名した書類(第一号改定者及び第二号改定者の氏名及び生 各号に規定する者のいずれかに該当するものの基礎年金番号が記載されたものに限る。)

2

(当事者からの情報提供請求)

第七十八条の六

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他

二 ~ 四 (略)

3 7

(標準報酬改定請求)

第七十八条の十一(略)

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 5 五 (略)

(三号分割標準報酬改定請求)

第七十八条の十九

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 年金手帳その他

五五五

(年金手帳の交付等

第八十一条 厚生労働大臣は、初めて被保険者の資格を取得した者 (既に国民年金法施行規則第 式による年金手帳の交付を受けた者を除く。)については、 作成して被保険者に交付しなければならない。 十条の規定により年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)に定める様 同令に定める様式による年金手帳を

2 を使用する事業主を通じて交付することができる。 前項の場合において、年金手帳を交付しようとするときは、厚生労働大臣は、当該被保険者 三~十一

(削る)

第八十五条 (添付書類の特例) 略)

第八十六条 2 5 7 略)

場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該各章及 び附則の規定にかかわらず、当該書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えることを要し を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えなければならない ないものとする。 第三章から第三章の三まで及び附則の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号

第八十七条・第八十七条の二 (法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限 略)

第九十三条 法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、 る権限とする。 次に掲げ

一~六 (略)

(削る)

(略)

(削る)

官

(法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第百十一条 法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、 る事務とする。 次に掲げ

〜三 (略)

第八十一条の規定による基礎年金番号通知書の作成及び交付に係る事務

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない。

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

五五五

11 前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

することができる書類 被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかに

(年金手帳の再交付)

第八十五条 厚生労働大臣は、 成して申請者に交付しなければならない。 第十一条第一項の規定による申請があつたときは、年金手帳を作

第八十六条 略)

(添付書類の特例)

第八十七条 (略)

2 5 7

定にかかわらず、当該書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えることを要しないものと て、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該各章及び附則の規 することができる書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えなければならない場合におい 第三章から第三章の三まで及び附則の規定により年金手帳その他の基礎年金番号を明らかに

第八十七条の二・第八十七条の三

(法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限

第九十三条 法第百条の四第一項第四十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、 る権限とする。 次に掲げ

一~六 (略)

第八十一条の規定による年金手帳の作成及び交付

第八十五条の規定による年金手帳の作成及び交付

る事務とする。 一〜三 (略)

第百十一条 法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、

次に掲げ

(法第百条の十第一項第三十九号に規定する厚生労働省令で定める事務)

(新設)

四| ~ 十| (略)

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 年金手帳その他

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

11

一 被保険者又は被保険者であつた者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることが できる書類

二 --三 (略)

第三条 (老齢福祉年金支給規則の一部改正) 老齢福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

3 第二十九条 第二条 3 5 5 四 • 五 又は請求者に返付しなければならない。 基礎年金番号通知書が提出されているときは、 三 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の請求書には、 (給付に関する通知等) 一〜二の三 (略) (中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求) 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第二条の規定によつて請求書に添えて 略) (略) (略) (略) 次に掲げる書類等を添えなければならない 改 これを第一項の通知書に添えて、当該受給権者 後 3 第二十九条 (略) 3 5 5 四 • 五 求者に返付しなければならない。 国民年金手帳が提出されているときは、 三 国民年金手帳(国民年金手帳を添えることができないときは、 ------の 三 二条 (給付に関する通知等) 前項の請求書には、 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第二条の規定によつて請求書に添えて (中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求 略) 略 (略) (略) (略) 次に掲げる書類等を添えなければならない これを第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請 前 その事由書) (傍線部分は改正部分)

(国民年金法施行規則の一部改正)

第四条 国民年金法施行規則 (昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

号)	五章 雑則 (第八十三条の八一)	章~第四章 (略)		改	
	(百三十五条)			正	
				前	(僧総音グにご
		第	第	第	第百三十五条)

省令第三十七号)第八十一条第一項の規定により交付された基礎年金番号通知書に記載された 省令で定める記号及び番号は、第十条第一項及び厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生 第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。)第十四条の厚生労働 をいう。 省令で定める記号及び番号は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる記号番号

第八十三条の八の規定により通知書の交付を受けた者 当該国民年金手帳の交付を受けた者 (次号に規定する者を除く。) 当該通知書に記載された記号番号 国民年金手帳の記号番号

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

(削る) (削る) 記号番号をいう。

2

(法第七条第一項第一号及び第三号、

水曜日

働省令で定める者) 三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第八項第三号に規定する厚生労 号及び第二号並びに第七項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第八項第 (法第七条第一項第一号及び第三号、 第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第

法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。)附則第十一条第一項第一号及び第七項第三 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年 第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条 第一項第一号及び第二号並びに第七項第五号、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年第一条の二 法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条 法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。)附則第十一条第一項第一号及び第八項第三

第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、第一条の二 法第七条第一項第一号及び第三号、

働省令で定める者)

|三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号に規定する厚生労一号及び第二号並びに第六項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第七項第

第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第

略)

正法」という。)附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号の厚生労働省令で定める者は、号並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改 次に掲げる者とする。

(略)

(資格取得の届出)

第一条の四 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者(法第七条第一項第一号に規定する 保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受ける 第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以 ことにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。 内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長(特別区にあつては、区長とする。第二章第 したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳 節を除き、以下同じ。)に提出することによつて行わなければならない。ただし、二十歳に達 (昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構

金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、 届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年 変更前

2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(法第七条第一項第三号に規定する第三号被 保険者をいう。以下同じ。)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次 三 · 四 り一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を日本年金機構(以下 に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法によ の氏名 機構」という。)に提出することによつて行わなければならない。 (略)

官

更があるときは、変更前の氏名 号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変 届書又は光ディスクに第四号に掲げる基礎年金番号を記載又は記録する者が、 基礎年金番

前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。

載又は記録する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにするこ とができる書類 前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記

第三号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、 次に掲げる書類

ができる書類 る者にあつては、 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録す 配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすること

略)

(資格取得の申出)

第二条 書を機構に提出することによつて行わなければならない。 二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、 法附則第五条第 による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第

> 号並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改 正法」という。) 附則第二十三条第一項第一号及び第八項第三号の厚生労働省令で定める者は、 次に掲げる者とする。

(資格取得の届出)

第一条の四 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者 (法第七条第一項第一号に規定する 内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長(特別区にあつては、区長とする。第二章第 ことにより二十歳に達した事実を確認できるときは、この限りでない。 保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受ける 法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該第一号被保険者に係る機構 第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以 したことにより第一号被保険者の資格を取得する場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳 節を除き、以下同じ。)に提出することによつて行わなければならない。 ただし、二十歳に達

にあつては、変更前の氏名 国民年金手帳を所持し、 かつ、 当該国民年金手帳に記載されている氏名に変更があるもの

2

り一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を日本年金機構(以下 保険者をいう。以下同じ。)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次、法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(法第七条第一項第三号に規定する第三号被 に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法によ 「機構」という。)に提出することによつて行わなければならない。

にあつては、変更前の氏名 国民年金手帳を所持し、 かつ、 当該国民年金手帳に記載されている氏名に変更があるもの

3

前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない

載又は記録する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることがで 前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記

第三号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類

書を機構に提出することによつて行わなければならない。

(略)

第二条 法附則第五条第一項、 二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、 (資格取得の申出) ロ〜ニ る書類 る者にあつては、 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録す (略) 配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ 破保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第

三~七 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 年金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 申出書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎 (略)

基礎年金番号通

三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合) 〈法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附則第二十

第二条の二 法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附 則第二十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する 場合とする。

第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附一 令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則第五条第五項第一号若しくは

則第二十三条第六項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料

を前納する場合

(資格喪失の届出)

を添えなければならない。 とによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載すると 該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出するこ は第三号に該当するに至つたことによる資格の喪失の届出を除く。 次項において同じ。)は、当 当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者の資格の喪失の届出(法第九条第一号又

官

水曜日

スクに基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光 から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを 偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなけ ディスクに基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配 機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディ ればならない。 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の資格の喪失の届出は、当該事実があつた日

略)

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

(資格喪失の申出)

第六条 法附則第五条第四項、平成六年改正法附則第十一条第五項又は平成十六年改正法附則第 書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基 礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら 二十三条第五項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出

かにすることができる書類を添えなければならない。

にあつては、変更前の氏名 国民年金手帳を所持し、かつ、 当該国民年金手帳に記載されている氏名に変更があるもの

前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならな

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳そ

三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合) (法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附則第二十

第二条の二 法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附 則第二十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する 場合とする。

第四号、平成六年改正法附則第十一条第七項第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附二 令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則第五条第六項第一号若しくは 則第二十三条第七項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料 を前納する場合

(資格喪失の届出

きは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添え とによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載すると 該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出するこ は第三号に該当するに至つたことによる資格の喪失の届出を除く。 次項において同じ。)は、当 なければならない。 法第十二条第一項の規定による第一号被保険者の資格の喪失の届出(法第九条第一号又

2 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな ディスクに国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の スクに基礎年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光 機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディ から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の資格の喪失の届出は、当該事実があつた日

(資格喪失の申出)

礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにす 書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基 六条 法附則第五条第五項、平成六年改正法附則第十一条第六項又は平成十六年改正法附則第 ることができる書類を添えなければならない。 |十三条第六項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出

<u>:</u>

、乗り二 去第十二条第一頁(被保険者の種別変更の届出)

-(幹

れている氏名に変更があるときは、変更前の氏名のが、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載さのが、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に記載するものが、基礎年金番号通出を行う者であつて届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載するも二 第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第一号被保険者となつたことによる被保

機構に提出することによつて行わなければならない。から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを2 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の種別の変更の届出は、当該事実があつた日

略)

とができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名号を記載又は記録するものが、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにするこ号を記載又は記録するものが、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることを記載又は記録するを開いる第二号を記載という。

三~七 (略)

- 3 前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。
- とができる書類載又は記録する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにするこ載又は記録する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を記前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記
- 前項の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類
- ができる書類 る者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすること る 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録す

1・ハ (略

、被扶養配偶者でなくなつたことの届出

することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディスクに基礎以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出第九条第一号に該当するに至つたことによる届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日号被保険者が第二号被保険者でなくなつたこと又は第三号被保険者が法第八条第四号若しくは第六条の二の二 法第十二条の二第一項の規定による届出(第三号被保険者の配偶者である第二

(被保険者の種別変更の届出)

第六条の二 法第十二条第一項の規定による被保険者の種別の変更の届出(第一号被保険者又はよる被保険者の種別の変更の届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲り、法附則第八条の規定により機構が当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資は、法附則第八条の規定により機構が当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資料の提供を受けた場合の当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資料の提供を受けた場合の当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資料の提供を受けた場合の当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資料の提供を受けた場合の当該組合員又は私学教職員共済制度の加入者に関する資料の提供を受けた場合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者に関する第一号を保険法第一号を保険者の種別の変更の届出(第一号被保険者又は第六条の二 法第十二条第一項の規定による被保険者の種別の変更の届出(第一号被保険者又は

(略)

帳に記載されている氏名に変更があるものにあっては、変更前の氏名険者の種別の変更の届出を行う者であって、国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金手第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者が第一号被保険者となったことによる被保

· 四 (略)

2

機構に提出することによつて行わなければならない。から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを法第十二条第五項の規定による第三号被保険者の種別の変更の届出は、当該事実があつた日

(略)

帳に記載されている氏名に変更があるものにあつては、変更前の氏名険者の種別の変更の届出を行う者であつて、国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金手院者の種別の変更の届出を行う者であつて、国民年金手帳を所持し、かつ、当該国民年金被保険者の種別の変更の届出を行う者である第二号被保険者が第三号被保険者となつたことによる被保

~七 (略)

- 3 前二項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない。
- きる書質載又は記録する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることがで載又は記録する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることがで前二項の規定により第一項の届書又は前項の届書若しくは光ディスクに基礎年金番号を記
- 前項の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類
- ら譬頁 る書頁 高橋の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる者にあつては、配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができれ、前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録す

ハ (略)

(被扶養配偶者でなくなつたことの届出

することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書又は光ディスクに基礎以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出第九条第一号に該当するに至つたことによる届出を除く。)は、当該事実があつた日から十四日特被保険者が第二号被保険者でなくなつたこと又は第三号被保険者が法第八条第四号若しくは第六条の二の二法第十二条の二第一項の規定による届出(第三号被保険者の配偶者である第二

金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな 礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の基礎年 年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに基

(略)

(第三号被保険者の配偶者に関する届出

第六条の三

(号外第 146 号)

前項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない

前項の規定により同項の届書又は光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつ 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることがで 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する

(略)

(法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の届出

第六条の四 届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。 法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による

金番号を明らかにすることができる書類に記載されている氏名に変更があるときは、 届書に第四号に掲げる基礎年金番号を記載する者が、基礎年金番号通知書その他の基礎年 変更前

三~六 (略

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通知

_. Ξ (略)

(時効消滅不整合期間の届出

第六条の五

前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

略)

(氏名変更の届出)

第七条

2 略)

3

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知

民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は配偶者の国民年金手帳 年金番号又は配偶者の基礎年金番号を記載又は記録するときは、当該届書又は光ディスクに国 その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(第三号被保険者の配偶者に関する届出

第六条の三

前項の届書又は光ディスクには、次に掲げる書類を添えなければならない

ては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに基礎年金番号を記載又は記録する者にあつ

者にあつては、配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書 前項の規定により同項の届書又は光ディスクに配偶者の基礎年金番号を記載又は記録する

三 · 四

第六条の四 届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。 (法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の届出 法附則第七条の三第二項又は平成十六年改正法附則第二十一条第一項の規定による

国民年金手帳に記載されている氏名に変更がある者にあつては、変更前の氏名

前項の届書には、 次に掲げる書類を添えなければならない。

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳その

三 三 (略)

(時効消滅不整合期間の届出

第六条の五

前項の届書には、 次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(略)

(氏名変更の届出

第七条 略)

前項の届書には、 次に掲げる書類を添えなければならない。

3

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳その

(住所変更の届出)

第八条 法第十二条第一項の規定による被保険者(第二号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本 書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を 台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除 明らかにすることができる書類を添えなければならない。 た届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届 く。)の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載し

するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ る書類を添えなければならない。 することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載 九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。) の住所の変更の 届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の

一 五 五 (届出の報告) (略)

(略)

2 • 第九条

とをもつて、同項の規定にかかわらず、当該基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら 書類によつて当該届書の記載内容又は当該光ディスクの記録内容を確認し、かつ、返付するこ ディスクに添えられた基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる かにすることができる書類の提出に代えることができる。 第二項の場合において、事業主等は、受理した届書 (氏名の変更に係る届書を除く。)又は光

(基礎年金番号通知書の交付等)

官

成して交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により基礎年金番号通知書を交付 つて初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者、第 :利を有する者及び第三号に規定する者であつて第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる | 号に規定する者であつて第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける た者に対しては、交付することを要しない :組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限る。) に対し、基礎年金番号通知書を作 総称する。)にあつては、法第百八条第二項又は法附則第八条の規定により厚生労働大臣が共 ・金たる給付の加給年金の対象者である配偶者(以下この条において「共済組合の組合員等」 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するに至つた者(第一号に規定する者であ

- び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による国民年金の被保険者の資格を取得し 者の資格を取得した者を除き、法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項及 た者を含む。 初めて法第七条第一項の規定による被保険者の資格を取得した者(第一号厚生年金被保険
- 律第七十三号)による年金たる保険給付を受ける権利を有する者 第十六条第一項第六号イからトまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法 (昭和十四年法

第十六条第一項第六号口からトまでに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配

- 厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による請求をした者
- 厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による請求をした者

(住所変更の届出)

第八条 法第十二条第一項の規定による被保険者 (第二号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本 書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らか く。)の住所の変更の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載し 台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除 た届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該届 にすることができる書類を添えなければならない。

2

- 届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出 九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。) の住所の変更の を添えなければならない。 するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 することによつて行わなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の
- 一 五 (略)

(届出の報告)

略)

2 • (略)

ができる書類の提出に代えることができる。 つて、同項の規定にかかわらず、当該国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすること よつて当該届書の記載内容又は当該光ディスクの記録内容を確認し、かつ、返付することをも ディスクに添えられた国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類に 第二項の場合において、事業主等は、受理した届書 (氏名の変更に係る届書を除く。)又は光

(国民年金手帳の様式)

号)に規定する様式による。 条の四第二項の国民年金手帳は、 十条 法第十三条第一項(法附則第五条第四項において準用する場合を含む。)及び法附則第七 年金手帳の様式を定める省令 (昭和四十九年厚生省令第四十

2 | 項を記載しなければならない。 前項の基礎年金番号通知書には、 当該基礎年金番号通知書を交付する者に係る次に掲げる事

(新設)

基礎年金番号

- 氏名 (片仮名で振り仮名を付するものとする。)及び生年月日
- 基礎年金番号通知書を交付する日
- 合員又は加入者が所属する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して交付するも 合員又は私学教職員共済制度の加入者に対して基礎年金番号通知書を交付するときは、当該組 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組

(基礎年金番号通知書の再交付の申請)

(号外第 146 号)

- 第十一条 再交付を厚生労働大臣に申請することができる。 たとき又は基礎年金番号通知書に記載された氏名に変更があるときは、基礎年金番号通知書の 被保険者又は被保険者であつた者は、基礎年金番号通知書を滅失し、 若しくは毀損し
- 2 記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない 被保険者又は被保険者であつた者は、前項の申請をしようとするときは、 次に掲げる事項を
- 生年月日及び住所 氏名(基礎年金番号通知書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名)
- 基礎年金番号通知書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

(承認に関する通知等)

官

第十四条

2 厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の再交付の申請書を受理 したときは、新たに基礎年金番号通知書を作成し、これを被保険者に交付しなければならない。

(削る)

(第三号被保険者の生計維持の認定の通知等)

第十四条の二

番号通知書を初めて被保険者の資格を取得した者に交付するときは、これを、第一項の通知書 に添えて、当該届出人に交付しなければならない。 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第十条第一項の規定に基づき基礎年金

(保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知)

- 第十五条の四 法第十四条の五の規定による厚生労働大臣の通知は、 知が行われる場合は、この限りでない。 載した書面によつて行うものとする。ただし、 厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通 次の各号に掲げる事項を記
- 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(新設)

(国民年金手帳の再交付の申請)

第十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金手帳を破り、汚し、 き又は国民年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、国民年金手帳の再交付を機構に申 請することができる。 若しくは失つたと

前項の申請をするには、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

2

- 生年月日及び住所 氏名(国民年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名)、性別
- 国民年金手帳を破り、汚し、又は失つた者にあつては、その事由
- 民年金手帳を添えなければならない。 前項の申請書(国民年金手帳を失つたことによる第一項の申請に係るものを除く。)には、

国

(承認に関する通知等)

第十四条

- 2 し、これを被保険者に交付しなければならない。 厚生労働大臣は、国民年金手帳再交付申請書を受理したときは、 新たに国民年金手帳を作成
- 3 | ができる。 確認したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付すること 厚生労働大臣は、職権により法第七条第一項の規定による被保険者の資格を取得したことを

(第三号被保険者の生計維持の認定の通知等)

第十四条の二

3 添えて、当該届出人に交付しなければならない。 年金手帳を初めて被保険者の資格を取得した者に交付するときは、 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、法第十三条第一項の規定に基づき国民 これを、第一項の通知書に

(保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知)

第十五条の四 載した書面によつて行うものとする。ただし、厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通 知が行われる場合は、この限りでない。 法第十四条の五の規定による厚生労働大臣の通知は、 次の各号に掲げる事項を記

一 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

第二号被保険者としての被保険者期間 号から第三号までに掲げる事項 厚生年金保険法施行規則第十二条の二第一項第

<u>-</u> <u>÷</u> 略) (略)

2 略

(裁定の請求)

第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金(法附則第九条の三第一項の規定による老齢年 出することによつて行わなければならない。 金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、 次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提

三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

う。)第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。)以下同じ。)であつた者 四種被保険者(昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者(昭和六 険法(以下「旧船員保険法」という。)による被保険者を含む。)の資格を喪失したときに第 十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」とい 最後に第一号厚生年金被保険者(昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保

(略)

四 ~ 八 (略)

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

基礎年金番号通

略)

3~7 (略)

(裁定の請求の特例)

第十六条の二 (略)

(略)

2 3

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

三丘五五

5 6

第十六条の四

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

3 5 5

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 基礎年金番号通

二 三 (略)

П 令第三十七号)第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項 第二号被保険者としての被保険者期間 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省

(略)

第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金(法附則第九条の三第一項の規定による老齢年 出することによつて行わなければならない。 金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、 次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提

_ _

三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

ハ 最後に第一号厚生年金被保険者(昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保 下同じ。)であつた者 る第四種被保険者(昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下 険法(昭和十四年法律第七十三号。 の資格を喪失したときに第四種被保険者(昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定す 「旧厚生年金保険法」という。)第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。)以 以下「旧船員保険法」という。)による被保険者を含む。)

略

四~八

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

三~十二 (略)

3 7 略)

(裁定の請求の特例)

第十六条の二 (略)

2 • (略)

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

国民年金手帳そ

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三五五

5 6 (略)

第十六条の四

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳そ

<u>-</u>. <u>÷</u>.

3 5 5

報 官 令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日 水曜日 (号外第 146 号) 70 2 第十七条の八 3・4 (略) 第十七条の七 第十七条の十 第十七条の九 第十七条の二の三 3 4 三 二 三 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない (改定の請求) 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない (共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間追加の届出 (支給停止事由消滅の届出) 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない 前項の申請書には、 (支給停止解除の申請 書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 (略) 略) (略) 次に掲げる書類を添えなければならない 基礎年金番号通知 基礎年金番号通知 基礎年金番号通知 基礎年金番号通 基礎年金番号通 第十七条の十 2 第十七条の九 第十七条の八 3 • 第十七条の七 第十七条の二の三 $\frac{3}{4}$ 一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 三 (略) 一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 三. 一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 二 三 前項の届書には、 前項の届書には、 前項の届書には、 前項の届書には、 (支給停止事由消滅の届出 (改定の請求) (共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間追加の届出 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない 前項の申請書には、 他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (支給停止解除の申請) 他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 (略) 略 (略) 次に掲げる書類を添えなければならない。 次に掲げる書類を添えなければならない。 次に掲げる書類を添えなければならない。 次に掲げる書類を添えなければならない 次に掲げる書類を添えなければならない

国民年金手帳その

国民年金手帳その

国民年金手帳そ

国民年金手帳そ

国民年金手帳その

国民年金手帳その

国民年金手帳そ

国民年金手帳

官 3 2 第二十三条 2 第三十五条の二 3 7 第三十三条の二 第三十三条 3 • 4 第三十二条 第三十一条 3 9 3 6 三五五 らかにすることができる書類を添えなければならない。 三~十 三~十三 <u>-</u> <u>÷</u> 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない (改定の請求) 前項の請求書には、 (裁定の請求) 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない (支給停止解除の申請) 前項の届書には、受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明 (所在不明の届出等) 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 略) 略) 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 (略) 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 (略) 次に掲げる書類等を添えなければならない 基礎年金番号通 基礎年金番号通 基礎年金番号通 基礎年金番号通 基礎年金番号 3 2 2 第三十五条の二 第三十三条の二 3 6 $\frac{3}{4}$ 3 5 9 第三十一条(略) 3 { 7 第二十三条 第三十三条 (略) 第三十二条 三 五 五 一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 二 三 三 ~ 十 一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 三~十三 (略) 一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 することができる書類を添えなければならない。 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない 前項の請求書には、 前項の届書には、受給権者の国民年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかに 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない (改定の請求) 前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない (支給停止解除の申請) その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 の二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (裁定の請求) の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (所在不明の届出等) (略) 略) 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 (略) (略) (略) (略) 次に掲げる書類等を添えなければならない

国民年金手帳そ

国民年金手帳そ

国民年金手帳そ

官 報 令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日 水曜日 (号外第 146 号) 72 第四十二条 3 第四十条 第三十九条 第五十条 3 6 第四十一条 4 6 4~7 (略) 三 • 四 二 三 三 三 二の二~十四 前項の申請書には、 (所在不明とされた者の申請) (胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない (支給停止解除の申請) 第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 (裁定の請求の特例) 第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号通知書その他の当該被保険者 の二 第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 (裁定の請求) 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 することができる書類 第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 略) 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかに (略) 略) (略) 次の各号に掲げる書類を添えなければならない 基礎年金番号通 基礎年金番号通 基礎年金番号 基礎年金 3 2 前項の申請書には、 第五十条 第四十二条 (略) 3 6 4 6 第四十条 3 第三十九条 (略) 第四十一条 4 7 三 • 四 二 三 三~ <u>=</u> <u>•</u> 二の二~十四 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない (裁定の請求の特例) (所在不明とされた者の申請) (支給停止解除の申請) (裁定の請求) の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 とができる書類 手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (略) (略) (略) (略) 略) (略)

第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

の二 第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

国民年金

一被保険者又は被保険者であつた者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにするこ

第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない 被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の国民年金手帳その他の当該被保険者又は被

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳そ

(胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求

第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳 その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

3 略)

3

第六十条の四

(支給停止事由該当の届出)

二 { 匹

略

(裁定の請求)

第六十条の二(略)

二 三

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 夫の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四~六 略)

三の二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 基礎年金番

3 4 (支給停止解除の申請

第六十条の三

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

基礎年金番号通

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知

官

第六十条の五 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

(支給停止事由消滅の届出)

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知

(裁定の請求)

第六十一条

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

死亡者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 5 五

3 4

(裁定の請求)

第六十三条

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(裁定の請求)

第六十条の二

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない 夫の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 三

三の二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手

四~六 (略)

 $\frac{3}{4}$

(支給停止解除の申請)

第六十条の三

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

国民年金手帳そ

三匹四 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(支給停止事由該当の届出

第六十条の四

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳その

2

第六十条の五

(支給停止事由消滅の届出

前項の届書には、 次に掲げる書類を添えなければならない。

一 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳その

死亡者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

第六十一条

(裁定の請求)

2

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

3 • (略)

二 <u>5</u> 五

(裁定の請求)

第六十三条

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 { 匹 略)

(老齢基礎年金に関する規定の準用)

第六十三条の二 第二十四条 (第一項第四号及び第三項から第七項までを除く。)、第二十五条 (第 とあるのは「所在地並びに預金口座の口座番号」と読み替えるものとする。 書を添えることができないときは、その事由書)」とあるのは「基礎年金番号通知書その他の基 又は基礎年金番号」とあるのは「基礎年金番号」と、同項第六号イ中「預金口座の口座番号」 礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、第二十五条第一項第二号の二中 準用する。この場合において、第二十四条第二項第一号中「老齢基礎年金の年金証書(年金証 項第一号の二、第三号及び第六号口を除く。)及び第二十六条の規定は、脱退一時金について 「個人番号

略)

(裁定の請求)

第六十三条の三

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

(給付に関する通知等)

第六十五条

2 • (略)

第六十三条第二項又は第六十三条の三第二項の規定によつて基礎年金番号通知書が提出されて いるときは、これを、第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請求者に返付しなければな 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第十六条第二項、第三十一条第二項、

(令第十四条の十四の申出書の記載事項等)

前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、

前項の申出書を提出するときは、これに次に掲げる書類を添えなければならない

官

第七十三条の三

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 略)

水曜日

3

(法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出)

第七十三条の七

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 - 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知

3

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

(保険料免除に関する届出)

第七十五条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、 らない。ただし、厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたこと を確認したときは、この限りでない。 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければな ければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に 当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しな

(老齢基礎年金に関する規定の準用)

第六十三条の二 第二十四条 (第一項第四号及び第三項から第七項までを除く。)、第二十五条 (第 号又は基礎年金番号」とあるのは「基礎年金番号」と、同項第六号イ中「預金口座の口座番号」 準用する。この場合において、第二十四条第二項第一号中「老齢基礎年金の年金証書(年金証 書」とあるのは「国民年金手帳(国民年金手帳」と、第二十五条第一項第二号の二中 とあるのは「所在地並びに預金口座の口座番号」と読み替えるものとする。 一項第一号の二、第三号及び第六号口を除く。)及び第二十六条の規定は、脱退一時金について 「個人番

2

(裁定の請求

第六十三条の三

一 国民年金手帳(国民年金手帳を添えることができないときは、その事由書)前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

二~九 (略)

(給付に関する通知等)

第六十五条

2 • 略

第六十三条第二項又は第六十三条の三第二項の規定によつて国民年金手帳が提出されていると きは、これを、第一項の通知書に添えて、当該受給権者又は請求者に返付しなければならない。 厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第十六条第二項、第三十一条第二項

(令第十四条の十四の申出書の記載事項等)

第七十三条の三

前項の申出書を提出するときは、これに次に掲げる書類を添えなければならない。

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳そ

__ <u>•</u> (略) 基礎年金番号通

(法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出)

第七十三条の七

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

四 他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳その

(保険料免除に関する届出

第七十五条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな 当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しな 認したときは、この限りでない。 い。ただし、厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたことを確 ければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に 略)

(保険料の納付の申出等)

第七十五条の二 法第八十九条第二項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項を記 申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金 載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該 番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2 前項の申出を行つた者が同項第二号に規定する期間(既に納付された保険料及び既に納期限 号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番 の到来している保険料に係る期間を除く。)を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載 した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申

第七十六条

金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の届書に基礎年

第七十七条 (保険料全額免除の申請)

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

 $\frac{3}{4}$

(保険料一部免除の申請)

官

第七十七条の三

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(学生等の保険料納付の特例に係る申請)

第七十七条の四

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

二 5 五 略)

(平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法

第七十七条の五 附則第十四条第一項の申請)

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 基礎年金番号通

 $\frac{3}{4}$ 二 ~ 匹 略)

(保険料の納付の申出等)

第七十五条の二 法第八十九条第二項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項を記 明らかにすることができる書類を添えなければならない。 申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を 載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該

出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明 らかにすることができる書類を添えなければならない。 した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申 の到来している保険料に係る期間を除く。)を変更しようとするときは、 前項の申出を行つた者が同項第二号に規定する期間(既に納付された保険料及び既に納期限 次に掲げる事項を記載

第七十六条

金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の届書に国民年

(保険料全額免除の申請)

第七十七条

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳そ

二 ~ 匹 略)

4

3

(保険料一部免除の申請)

第七十七条の三 (略)

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳そ

(学生等の保険料納付の特例に係る申請

第七十七条の四

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳そ

二 5 五 略)

3

附則第十四条第一項の申請) (平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法

第七十七条の五

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

略)

3 • 4 二 〜 四

(号外第 146 号) 2 第七十七条の八

第七十七条の七の二(略)

(保険料全額免除等に係る配偶者に関する届出

2

前項の届書には次に掲げる書類を添えなければならない。

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知

(保険料免除取消の申請)

礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければなら

前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の申請書に基

3

(学生等の保険料納付の特例に係る不該当の届出)

第七十七条の九 法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとさ る書類を添えなければならない。 業であるときを除く。)は、氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号を記載し するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ た届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載 れた被保険者は、令第六条の六に規定する生徒若しくは学生でなくなつたとき(その原因が卒

(追納申込書の記載事項)

官

第七十八条 令第十一条第一項の国民年金保険料追納申込書には、次に掲げる事項を記載しなけ にすることができる書類を添えなければならない。 ときは、当該国民年金保険料追納申込書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らか ればならない。この場合において、当該国民年金保険料追納申込書に基礎年金番号を記載する

水曜日

、国民年金後納保険料納付申込書の記載事項

第七十八条の二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律 の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成一 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 基礎年金番号を記載するときは、当該国民年金後納保険料納付申込書に基礎年金番号通知書そ る事項を記載しなければならない。この場合において、当該国民年金後納保険料納付申込書に |六年経過措置政令| という。)第七条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、 次に掲げ

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

、特定保険料納付申込書の記載事項、

第七十八条の二の二 令第十四条の十第一項の特定保険料納付申込書には、次に掲げる事項を記 にすることができる書類を添えなければならない。 するときは、当該特定保険料納付申込書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らか 載しなければならない。この場合において、当該特定保険料納付申込書に基礎年金番号を記載

(保険料全額免除等に係る配偶者に関する届出

第七十七条の七の二

前項の届書には次に掲げる書類を添えなければならない

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、 国民年金手帳その

3

(保険料免除取消の申請)

第七十七条の八

略)

2

民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の申請書に国

3

(学生等の保険料納付の特例に係る不該当の届出

第七十七条の九 法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとさ を添えなければならない。 するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 た届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載 業であるときを除く。)は、氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号を記載し れた被保険者は、令第六条の六に規定する生徒若しくは学生でなくなつたとき(その原因が卒

3

(追納申込書の記載事項)

第七十八条 令第十一条第一項の国民年金保険料追納申込書には、次に掲げる事項を記載しなけ ればならない。この場合において、当該国民年金保険料追納申込書に基礎年金番号を記載する ことができる書類を添えなければならない。 ときは、当該国民年金保険料追納申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにする

(国民年金後納保険料納付申込書の記載事項)

第七十八条の二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律 基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 基礎年金番号を記載するときは、当該国民年金後納保険料納付申込書に国民年金手帳その他の る事項を記載しなければならない。この場合において、当該国民年金後納保険料納付申込書に の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成二 十六年経過措置政令」という。)第七条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、 次に掲げ

(特定保険料納付申込書の記載事項)

第七十八条の二の二 令第十四条の十第一項の特定保険料納付申込書には、 ことができる書類を添えなければならない するときは、当該特定保険料納付申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにする 載しなければならない。この場合において、当該特定保険料納付申込書に基礎年金番号を記載 次に掲げる事項を記

(保険料の納付等の申出)

第七十八条の三 法第八十七条の二第一項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項 当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎 を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、 年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第七十八条の四 かにすることができる書類を添えなければならない。 礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら 書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基 法第八十七条の二第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出

(保険料の納付の届出)

第七十八条の五 規定による保険料を納付する者となつていた者が農業者年金の被保険者の資格の取得により同 番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金 以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、 項の規定による保険料を納付する者となつたときを含む。)は、当該事実があつた日から十四日 いて同じ。)は、 一第一項の規定による保険料を納付する者となつたとき(同項の規定による申出をして同項の 独立行政法人農業者年金基金法の被保険者の資格の取得により法第八十七条の 第一号被保険者(法附則第五条第一項の規定による被保険者を含む。次条にお

<u>`</u>

第七十八条の六 他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場 年金基金法第十三条第一号に該当することによる資格の喪失を除く。以下同じ。) により法第八 ・七条の二第一項の規定による保険料を納付する者でなくなつたときは、当該事実があつた日 第一号被保険者は、農業者年金の被保険者の資格の喪失(独立行政法人農業者

<u>\$</u>

(前納保険料の還付請求)

第八十条 令第九条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者 (以下この 通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを厚生労働大臣 条において「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、基礎年金番号 に提出しなければならない

一 { 四

略)

(削る)

(保険料の納付等の申出)

第七十八条の三 法第八十七条の二第一項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項 を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、 号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番

第七十八条の四 法第八十七条の二第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出 礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにす 書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、 ることができる書類を添えなければならない。 当該申出書に基

(保険料の納付の届出)

第七十八条の五 明らかにすることができる書類を添えなければならない。 当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を 以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、項の規定による保険料を納付する者となつたときを含む。)は、当該事実があつた日から十四日 規定による保険料を納付する者となつていた者が農業者年金の被保険者の資格の取得により同 いて同じ。)は、独立行政法人農業者年金基金法の被保険者の資格の取得により法第八十七条の 一第一項の規定による保険料を納付する者となつたとき(同項の規定による申出をして同項の 第一号被保険者(法附則第五条第一項の規定による被保険者を含む。

第七十八条の六 第一号被保険者は、農業者年金の被保険者の資格の喪失(独立行政法人農業者 年金基金法第十三条第一号に該当することによる資格の喪失を除く。以下同じ。) により法第八 礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基 から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場 十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者でなくなつたときは、当該事実があつた日

(前納保険料の還付請求)

第八十条 令第九条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者 (以下この 条において「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、 を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 国民年金手帳

一 〈 匹

略)

2

(基礎年金番号に関する通知)

第八十三条の八 厚生労働大臣は、国民年金手帳の交付を受けていない者が、次の各号のいずれ | 「別では、「見いい」と、「いった」では、「では、これでは、これでは、で付しないものとする。 その者に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。 制度の加入者又は受給権者若しくはその配偶者に関する資料の提供を受けた場合に限る。)は、 かに該当する者となつたとき(第三号から第五号までに規定する者にあつては、法第百八条第 項又は法附則第八条の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員若しくは私学教職員共済 既にこの項

保険給付を受ける権利を有する者 第十六条第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法による年金たる

令和3年6月30日 水曜日

第七十八条の六まで又は第八十条第一項の規定によつて、申出書、届書又は請求書に添えて基第八十四条 厚生労働大臣は、第二条、第六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条の三から 礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類が提出されたとき つた者又は請求者に返付しなければならない (基礎年金番号通知書等の返付) これを当該被保険者

(添付書類の省略等)

(第二号被保険者を除く。

以下この項において同じ。)、被保険者であ

第八十五条

において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請 にすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合 第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らか 届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする

(法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限)

第九十九条 法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、 げる権限とする。 次に掲

<u>.</u>

二の二 第十一条第二項の規定による申請書の受理

第十四条第一項の規定による通知

第十四条の二第一項の規定による認定の通知、同条第二項の規定による確認及び確認の通

五の二~十八 略)

(削る)

二十~二十七 略

知並びに同条第三項の規定による基礎年金番号通知書の交付

十九 略)

の作成及び交付 第十四条第一項の規定による通知並びに同条第二項及び第三項の規定による国民年金手帳

知並びに同条第三項の規定による国民年金手帳の交付 第十四条の二第一項の規定による認定の通知、同条第二項の規定による確認及び確認の通

五の二~十八 略)

<u>Ŧ</u>.

(略)

二十~二十七 (略)

第十六条第一項第六号ロ又はハに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配偶者

五|四|三|二| 第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者 初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者

第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配

厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による請求をした者

六

厚生年金保険法第七十八条の四第 項の規定による請求をした者

当該者が所属する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由するものとする。 (国民年金手帳又は年金証書の返付) 厚生労働大臣は、前項の規定により、 同項第三号に規定する者に通知書を交付するときは、

第八十四条 厚生労働大臣は、第二条、第六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条の三から おいて同じ。)、被保険者であつた者又は請求者に返付しなければならない 民年金手帳が提出されたときは、これを当該被保険者(第二号被保険者を除く。 以下この項に

(添付書類の省略等)

第八十五条 (略)

ことができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合におい て、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、 第一章の二から第三章までの規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにする 申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする

(法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限)

第九十九条 法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、 げる権限とする。 次に掲

<u>·</u> (略)

(新設)

第八十三条の八第一項の規定による通知

改

正

第三十一条

書類を添えなければならない。

明らかにすることができる書類

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は同号に規定する承認を受けたことを

令第六十三条第五項第二号に掲げる期間を有する者にあつては、

第三十七条

(従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等)

前項の申出書には、

次の各号に掲げる書類を添えなければならない

<u>.</u>

(略)

3

かにすることができる書類を所持しているものにあつては、

当該書類

住所が沖縄県の区域内にある者であつて基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら

(法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第百十六条 法第百九条の十第 げる事務とする 一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、 次に掲

第十条第一項及び第十四条第二項の規定による基礎年金番号通知書の作成及び交付に係る

(第三号被保険者の住所変更の届出の特例)

6 被保険者に限る。)の住所の変更の届出は、当分の間、 日を記載して提出することにより行うことができる。この場合において、基礎年金番号通知書 大臣が当該第三号被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月 十二条第六項の規定により当該届出を経由して行うこととされている事業主に対して厚生労働 保険者の被扶養配偶者 (法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。)である第三号 その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えることを要しないものとする。 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生年金保険法の被保険者である第二号被 第八条第二項の規定にかかわらず、法第

(法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務)

第百十六条 法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、 げる事務とする。 次に掲

(新設)

一| |-| | | | | | | 略

6

日を記載して提出することにより行うことができる。この場合において、国民年金手帳を添え 大臣が当該第三号被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月 十二条第六項の規定により当該届出を経由して行うこととされている事業主に対して厚生労働 保険者の被扶養配偶者(法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。)である第三号 ることを要しないものとする。 被保険者に限る。)の住所の変更の届出は、当分の間、 (第三号被保険者の住所変更の届出の特例) 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者(厚生年金保険法の被保険者である第二号被 第八条第二項の規定にかかわらず、

第五条 (沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する

(傍線部分は改正部分)

規則第三十条の規定により機構に提出する老齢厚生年金の裁定請求書には、次の各号に掲げる 令第六十三条第五項各号のいずれかに掲げる期間を有する者が厚生年金保険法施行 第三十一条 規則第三十条の規定により機構に提出する老齢厚生年金の裁定請求書には、 令第六十三条第五項各号のいずれかに掲げる期間を有する者が厚生年金保険法施行 次の各号に掲げる

改

正

前

基礎年金番号通知書その

書類を添えなければならない。 規定する承認を受けたことを明らかにすることができる書類 令第六十三条第五項第二号に掲げる期間を有する者にあつては、 国民年金手帳又は同号に

(従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等)

前項の申出書には、

第三十七条

次の各号に掲げる書類を添えなければならない

一・二 (略)

三 住所が沖縄県の区域内にある者であつて国民年金手帳を所持しているものにあつては、 民年金手帳 国

3

略

第六条 年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)は、 (年金手帳の様式を定める省令の廃止)

(雇用保険法施行規則の一部改正) 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

第七十一条 (日雇労働被保険者となつたことの届出

改

を提示したときは、前項の規定にかかわらず、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添え 国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書 する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は出入国管理及び難民認定法第十九条の三 ないことができる。 に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入 国民健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 日雇労働者は、前項の規定により日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、

正 後

第七十一条

(日雇労働被保険者となつたことの届出

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書 国民健康保険の被保険者証若しくは国民年金手帳又は出入国管理及び難民認定法第十九条の三 に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入 日雇労働者は、前項の規定により日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証

前項の規定にかかわらず、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添え

略

ないことができる。 を提示したときは、

3

第八条 国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(昭和六十一年厚生省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。 (国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)

3

改

後

正

(旧国民年金法による年金たる給付の裁定及び届出等)

第八条 旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続については、旧国民 年金法施行規則第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条、第二十一条(第一項第 第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八、第六十四条(第二項を除 四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条、 四条の二まで、 く。)、第六十五条第一項、第二項及び第六項、第六十六条、第八十四条第一項及び第三項、第 三号及び第四号を除く。)、第二十二条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条から第三十 この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 八十五条、第八十六条(第二項を除く。)並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第三十六条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第

水曜日

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

第二十八条第二項第

一号

第十六条第二項第一号及び

国民年金手帳

を明らかにすることができる 通知書その他の基礎年金番号 者にあつては、基礎年金番号 書に基礎年金番号を記載する 前項の規定により同項の請求

第二十八条第

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

(旧国民年金法による年金たる給付の裁定及び届出等)

第八条 旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続については、旧国 四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条、 四条の二まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第 三号及び第四号を除く。)、第二十二条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条から第三十 この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 く。)、第六十五条第一項、第二項及び第六項、第六十六条、第八十四条第一項及び第三項、第 第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八、第六十四条(第二項を除 年金法施行規則第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条、第二十一条(第一項第 は、 八十五条、第八十六条(第二項を除く。)並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条第二項第一号及び 二項第 一号 国民年金手帳 書に基礎年金番号を記載する かにすることができる書類 その他の基礎年金番号を明ら 者にあつては、国民年金手帳 前項の規定により同項の請求

	第三十六条の二	略)	第三十四条第一号	(略)	第三十三条第二項第一号	び第四十条第二項第一号及	(略)	第十七条	(略)		(-	第十六条の二
これを社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、同一の市町村その他社会保険庁長官の指定する区域内においる。	(略)		障害年金の国民年金証書		障害年金の国民年金証書	外の年金の国民年金証書		老齢年金以外の年金の国民年		ならない。	——————————————————————————————————————	(恪)
厚生労働大臣に提出しなけれて、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基功を指別の場合におい			届書に基礎年金番号を記載す 号を明らかにすることができ 号を明らかにすることができ		高項の規定により同項の請求 書に基礎年金番号を明らかにすることができる 書類	前項の規定により同項の申出 書に基礎年金番号を記載する 者にあつては、基礎年金番号 通知書その他の基礎年金番号 を明らかにすることができる 書類		基礎年金番号通知書その他の 基礎年金番号通知書その他の		ならない。この場合においてならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。		
	第三十六条の二	(略)	第三十四条第一号	(略)	第三十三条第二項	び第三十二条第 四十条第	(略)	第十七条	(略)			第十六条の二
	<u>=</u>		号		二項第一号	び第四十条第二項第一号及第三十二条第二項第一号及						
これを社会に これを社会に	(略)		障害年金の国民年金証書		障害年金の国民年金証書	外の年金の国民年金証書		金証書		な ら な い	- P	(格)
トゥミデンSでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、たいでは、ただし、しなければならない。ただし、しなければならない。ただし、これを社会保険庁長官に提出				1	情項の規定により同項の請求 書に基礎年金番号を記載する 者にあつては、国民年金手帳 その他の基礎年金番号を明ら かにすることができる書類	書に基礎年金番号を記載する 書に基礎年金番号を記載する 書に基礎年金番号を記載する かにすることができる書類		できる書類できる書類		ならない。この場合においてならない。この場合において当該申出書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければができる書類を添えなければならない。		

										I						
(略)		第四十九条	(略)		第四十三条第三号	(略)	二項第一号	十四条第一項第一号及び第四十三条第一号並びに第四	(略)			第四十二条	一号で発の二第二項第一号及第四十一条第二項第一号及	(略)		
	ならない。	(略)		(略)	令第四条の三			母子年金の国民年金証書			ならない。	(略)	母子年金の国民年金証書		(略)	えることを要しない。障害年金の国民年金証書を添
	ならない。この場合において、出議するときは、当該請求書に基礎年金番号通知書その他に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなることができる書類を添えなければならない。				条の三 の規定による改正前の令第四 の規定による改正前の令第一条		る書類 号を明らかにすることができ	号通知書その他の基礎年金番届書に基礎年金番号を記載す		載するときは、当該届書に基 一様年金番号通知書その他の基 をができる書類を添えなけれ にならない。	当該届書に基礎年金番号を記ならない。この場合において、		諸項の規定により同項の請求 書に基礎年金番号を記載する 者にあつては、基礎年金番号 通知書その他の基礎年金番号 を明らかにすることができる			ければならない。
(略)		第四十九条	(略)		第四十三条第三号	(略)	二項第一号	十四条第一項第一号及び第四十三条第一号並びに第四第四十二条の三第一号、第	(略)			第四十二条	第四十一条第二項第一号及	(略)		
	な ら な い。	(略)		(略)	令第四条の二			母子年金の国民年金証書			ならない。	(略)	母子年金の国民年金証書	•	(略)	えることを要しない。
	ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に国民年金手帳その他の基礎で国民年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。				条の三 条の三		らかに	帳その他の基礎年金番号を明 る者にあつては、国民年金手 届書に基礎年金番号を記載す	_	載するときは、当該届書に国 民年金手帳その他の基礎年金 番号を明らかにすることがで きる書類を添えなければなら	当該届書に基礎年金番号をならない。この場合におい		前項の規定により同項の請求者に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らいにすることができる書類がにすることができる書類がにすることができる書類がにすることができる書類			ができる書類を添えなければ 年金番号を明らかにすること

な	第五十七条(安	第五十六条第一号 遺品	(略)	第五十五条第一号	第五十五条 又2		
ならない。	(略)	遺児年金の国民年金証書		遺児年金の国民年金証書	又は第四十七条第一項	ならない。	ならない。
ならない。この場合において、当該申請書に基礎年金番号を明らかにすの基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。		基礎年金番号通知書その他の 基礎年金番号を明らかにする		届書に基礎年金番号を記載す 号通知書その他の基礎年金番 号を明らかにすることができ る書類	三項 六十年改正法附則第十一条第 、第四十七条第一項又は昭和	ならない。この場合において、 当該届書に基礎年金番号を記 戦するときは、当該届書に基 礎年金番号通知書その他の基 健年金番号を明らかにするこ とができる書類を添えなけれ ばならない。	ならない。この場合において、 当該請求書に基礎年金番号を明らかにす の基礎年金番号を明らかにす ることができる書類を添えなければならない。
	第五十七条	第五十六条第一号	(略)	第五十五条第一号	第一項第二十八条		第11十9
ならない。	(略)	遺児年金の国民年金証書		遺児年金の国民年金証書	又は第四十七条第一項	ならない。	ならない。
ならない。この場合において、 当該申請書に基礎年金番号を に国民年金手帳その他の基礎 年金番号を明らかにすること ができる書類を添えなければ ならない。		できる書類できる書類の他の基礎年		届書に基礎年金番号を記載す にあつては、国民年金手 をがにすることができる書類	三項六十年改正法附則第十一条第六十年改正法附則第十一条第	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならさい。	ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(号外第 146 号)

第八十五条	(略)	第六十条の五第一号	(略)		第六十条の四		第六十条の三
6 第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金受給権者現況届又は国民年金受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、は届出の日前六月以内に、されに相当する書類を他のこれに相当する書類をして提出してい添付書類として提出しているときは、当該添付書類として提出しているときは、当該添付書類として提出しているときは、当該ができる。省略することができる。		寡婦年金の国民年金証書		ならない。	(略)	ならない。	(略)
6 第二章の規定による年金 総付の選択の申出書、国民 年金受給権者現況届又は国 民年金支給停止事由消滅届 民年金支給停止事由消滅届 民年金支給権者が、当該申出又 は届出の日前六月以内に、 これに相当する書類を他の 請求書、申出書又は届書の 添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、 るときは、当該添付書類は、 るときは、当該添付書類は、 るときは、当該が付書類は、 るときは、当該ができる。 衛略することができる。 第二章の規定により基礎 年金番号通知書その他の基		届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類		ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を明らかにするこ礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなけれとができる書類を添えなければならない。		ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号通知書その他に基礎年金番号を明らかにすの基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	
第 八 十 五 条	(略)	第六十条の五第一	(略)		第六十条の四		第六十条の三
		第一号					
6 第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、は届出の日前六月以内に、は届出の日前六月以内に、されに相当する書類を他の話が書、申出書又は届書のませば、当該添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、当該添付書類は、当該添付書類は、当該添付書類は、当該添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、当該添付書類として提出しているときは、当該添付書類として提出しているときは、当該添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、当該添付書類として提出している。		寡婦年金の国民年金証書		ならない。	(略)	ならない。	(略)
6 第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金受給権者現況届又は国民年金受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の添付書類として提出してい添付書類として提出してい添付書類として提出しているときは、当該添付書類として提出しているときは、当該添付書類と他の書ができる。 育二章の規定により国民年金手金手帳その他の基礎年金	-	展書に基礎年金番号を記載す にあつては、国民年金手 をかにすることができる書類		ならない。この場合において、 当該届書に基礎年金番号を記 載するときは、当該届書に国 展年金手帳その他の基礎年金 番号を明らかにすることがで きる書類を添えなければなら さい。		ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	

略

身分関係を明らかにするこ

生年月日を明らかにする

加給年金額の対象者の

証明書又は戸籍の抄本 ことができる市町村長の

(厚生労働大臣が住民基

書又は戸籍の抄本 とができる市町村長の証明

るときは、その者の生年月 日及びその者と請求者との

るときは、次に掲げる書類

加給年金額の対象者があ

四

加給年金額の対象者があ

第三十条第

項

略

ることができないときに

人確認情報の提供を受け

対象者に係る機構保存本 規定により加給年金額の 本台帳法第三十条の九の

書に添えることを要しない 類を申請書、届書又は申出 基礎年金番号を確認するこ なければならない場合にお ことができる書類を申請 とができるときは、当該書 いて、厚生労働大臣が当該 ものとする。 届書又は申出書に添え

、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)

第十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定に ら第八十七条まで、第八十九条、附則第九項(第六号を除く。)から第十二項まで、第十七項及 第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十二条か 条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条まで、第七十六条の三から 条の五(第三号を除く。)まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二か う。)による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法 険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保 則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令 る省令(昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」という。)附 び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改正す ら第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九 施行規則第三十条(第一項第六号を除く。)から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三 えるものとする。 よる改正前の厚生年金保険法 (昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。)附則第六 (昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」とい

略

(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)

ることを要しないものとす

書、届書又は申出書に添え るときは、当該書類を申請 番号を確認することができ 生労働大臣が当該基礎年金 ならない場合において、厚又は申出書に添えなければ できる書類を申請書、

第十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する昭和六十年改正法第三条の規定に う。)による年金たる保険給付に関する請求、届出その他の手続については、旧厚生年金保険法 附則第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧厚 部を改正する省令(昭和五十一年厚生省令第三十二号。以下「改正前の厚生省令第三十二号」 第八十二条から第八十七条まで、第八十九条、附則第九項(第六号を除く。)から第十二項まで、 第七十六条の九まで、第七十六条の十二から第七十六条の十八まで、第八十条、第八十一条、 条まで、第六十一条から第六十七条まで、第七十条から第七十六条まで、第七十六条の三から ら第四十七条まで、第四十八条、第四十九条から第五十条の二まで、第五十三条から第五十九 条の五 (第三号を除く。)まで、第四十三条の九から第四十三条の十五まで、第四十四条の二か 生年金保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 正する省令(昭和五十五年厚生省令第三十九号。以下「改正前の厚生省令第三十九号」という。) という。)附則第五条並びに第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の一部を改 第十七項及び第十八項並びに別表、第九条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の 施行規則第三十条(第一項第六号を除く。)から第三十四条の二まで、第三十七条から第四十三 よる改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」とい に読み替えるものとする。

略

第三十条第

項 身分関係を明らかにするこ るときは、その者の生年月 書又は戸籍の抄本 とができる市町村長の証明 日及びその者と請求者との 加給年金額の対象者があ るときは、次に掲げる書類 対象者に係る機構保存本規定により加給年金額の 生年月日を明らかにする 加給年金額の対象者があ ることができないときに 本台帳法第三十条の九の 証明書又は戸籍の抄本 ことができる市町村長の 人確認情報の提供を受け (厚生労働大臣が住民基 加給年金額の対象者の

		第	<u></u>	及四第	
略		二十条の二	略)	一十三条の二二十条第二	
		第一項		<u> </u>	
-	なら	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	ts (1)			できないときは、	
	ければなが ならない ならない は な る こ と が は な ら な ら な ら な ら る い と が も の も る ら る り る り る り る り る り る り る り る り る り				が 金番 つ 年 項 の 日 で番号 て金の二 籍 市ら 請 加 き 号 通 は番 請
	。この場合において、金番号通知書そのは、当該申出書を明らかに、金番号を明らかに、金番号を明らかに、金番号を明らかに、金番号を明らかに、金番号を明らかに、できる書類を添え、			るり 街よ	ロ 加給年金額の対象者と らかにすることができる らかにすることができる 市町村長の証明書又は戸 市町村長の証明書又は戸 育の請求書に配偶者の基礎年 の二 前項の規定により同 の二 前項の規定により同 の二 前項の規定により同 の二 前項の規定により同 の二 前項の規定により同 の二 前項の規定により同 の二 配偶者の基礎年金 番号通知書その他の基礎年金 番号通知書との他の基礎年金 番号通知書との他の基礎年金
	なり他青を、			る 方 方 る 氷	と 年 金 め (韓 同) 尸 る 明 と
(略)		第三十条	(略)	及び 開 三十	
		の二第一項		第二項第一項第二項第一項第二項第一項第一項第一項第一項第一項	
				号 第 号 一 号 第	
	なら な い。	(略)		年金手帳(年金手帳を添えることができないときは、その事由書)	
	ならない ならない ならない ならない	-			類 ら そ の で を の の の に 他 は 番 請 の に 他 は 番 諸 が に 他 は 番 が あ が に も の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に る に の に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る る る る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る 。 る に る に る 。 る に る る る に る 。 。 。 。 。 。 。
	*** ** ** ** ** ** ** ** ** **			定により同項の 定年金番号を記載 できる書類 できる書類	田 加給年金額の対象者と らかにすることができる 市町村長の証明書又は戸 市町村長の証明書又は戸 市町村長の証明書又は戸 では、配偶者の基礎 年金番号を記載する者にあ の二 前項の規定により同 の二 前項の規定により同 のことができる書
	(略)	ならない。 ならない。この場合において、 当該申出書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 ければならない。	十条の二第一項 (略) (略) 第三十条の二第一項 (略) おらない。 ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 おらない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 ならない。 ならない。	一項 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 一項 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	第一号、第 年金手帳 (年金手帳を添える) 前項の規定により同項の請求 第三十条第二項第一号、第 年金手帳 (年金手帳を添える) 本金子帳 (年金手帳を添える) 前項の規定により同項の請求 四十三条の二第二項第一号 本金子帳 (平金手帳を添える) 本金子帳 (平金手帳を添える) 本の地の基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えない。 第三十条第二項第一号 本金子帳 (略) 本金子帳 (略) 本金子帳 (本金子帳を添える) 本金子帳 (本金子帳を添える) 本金本の二第二項第一号 本金子帳 (本金子帳を添える) 本金子帳 (本金子帳を添える) 本金子帳 (本金子帳を添える) 本金子帳 (本金子帳を添える) 本金本の二第二項第一号 本金子帳 (本金子帳を添える) 本金子帳

 削る)	(略)	附則第九項	(略)		第三十四条第一項	(略)	八条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条第二項、第六十二条第一項、第六十五条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四第一項、第六十五条の四第一項、第六十五条の二第一項、第六十五条の二第一項、第六十五条の二第一項及び第七十六条の一第一項及び第七十六条の十四第一項と第七十六条
		一 請求者の生年月日及び住 所 一 請求者の生年月日及び住		(略)	又は交渉法第二十条		
		一 氏名、生年月日及び住所 一 氏名、生年月日及び住所			第五十六条第二項第三項、交渉法第二十条の規		
第八十一条第一項	(略)	号及び附則第九項第二号第四十三条の二第一項第二	(略)		第三十四条第一項	(略)	八条、第四十九条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条の二、第五十条第一項、第六十二条第一項、第六十五条の二、第六十五条の四第一項、第六十五条の二、第六十五条の二、第六十五条の二、第十二条第二項、第七十六条の六、三第一項、第七十六条の十四、第十二、第十二、第十二、第十二、第十二、第十二、第十二、第十二、第十二、第十二
取得した者		年金手帳の厚生年金保険の記		(略)			
取得した者(既に国民年金法施行規則第十条第一項第二号 大は第三項の規定により年金 手帳の様式を定める省令(昭 和四十九年厚生省令第四十 一年ので付を受けた者を除 手帳の交付を受けた者を除		基礎年金番号			 		

(号外第 146 号)

令和3年6月30日 水曜日

(略)	第八十一条第二項		
		年金手帳(その者が法又は船 員保険法による老齢に関し支 給する保険給付の受給権者で ある場合には、提出された年 金手帳及び年金証書の記号番	年金手帳の様式を定める省令 (昭和四十九年厚生省令第四 十号)
	又 は	年金手帳	同令

(旧船員保険法による年金たる保険給付の裁定及び届出等)

第二十一条 場合において、次の表の上欄に掲げる旧船員保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句 は 厚生省令第四十八号」という。)附則第六項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この 員保険法施行規則の一部を改正する省令 生省令第三十一号。 別表、第八条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十年厚 第八十三条、 十二条ノ十三、第八十二条ノ十四ノ六、第八十二条ノ十四ノ八から第八十二条ノ十四ノ十まで、 三号を除く。)から第八十二条ノ二まで、第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十一まで、第八 第六十九条、第七十二条ノ二、第七十三条ノ二から第七十六条まで、第八十一条 号を除く。)まで、第六十八条ノ九 険給付に関する請求、届出その他の手続きについては、旧船員保険法施行規則第四十九条、 五号を除く。)まで、第八項及び第九項、船員保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十 六十八条ノ二 (第一項第五号を除く。)まで、第六十八条ノ三から第六十八条ノ八 年厚生省令第三十三号。以下「改正前の厚生省令第三十三号」という。)附則第四条並びに船 項第三号を除く。)、第五十六条ノ二(第三号を除く。)、第五十六条ノ四、第五十八条から第 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (第一項第六号を除く。)から第五十五条 (第一項第四号を除く。)まで、第五十六条 (第 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保 第八十四条、第八十八条、第九十九条ノ二、第九十九条ノ三、第百三条ノ二及び 以下「改正前の厚生省令第三十一号」という。) 附則第五項から第七項(第 (第一項第三号を除く。)、第六十八条の十(第三号を除く。)、 (昭和五十一年厚生省令第四十八号。 (第一項第四 (第二項第十

				第五十条第一項	(略)
月日	柄又ハ関係並二氏名及生年	キハ其ノ者ト請求者トノ続	当スル配偶者又ハ子アルト	五 法第三十六条ノ規定ニ該	
月日	柄又ハ関係並ニ氏名及生年	キハ其ノ者ト請求者トノ続	当スル配偶者又ハ子アルト	五 法第三十六条ノ規定ニ該	

(略) 第七十四条ノ五第二項第一号 の	- 八条ノ二第二項第一	第五十条第二項	(略)	
(年金手帳) (年金手帳) (年金手帳ヲ添被保険者タリシ	田書) 田書)	大 前号ノ障害ガ別表第一二 おグル疾病又ハ負傷ニ因ル 大変ノ程度ヲポスレントゲ カフイルム		
号ヲ証スルニ足ル書類 リシ者ノ基礎年金番 リシ者ノ基礎年金番 号通知書其ノ他ノ基礎年金番 号通知書は、他ノ基礎年金番 号通知書は、他ノ基礎年金番 号のでは、「同項ノ請求	証スルニ足ル書類 証スルニ足ル書類 証スルニ足ル書類	六 前号ノ障害ガ別表第一二 掲グル疾病又ハ負傷ニ因ル モノナルトキハ其ノ障害ノ モノナルトキハ其ノ障害ノ 大ノニ 前項ノ規定ニ依リ同 項ノ請求書ニ配偶者ノ基礎 年金番号ヲ記載スル者ニ在 リテハ配偶者ノ基礎年金番 号通知書其ノ他ノ基礎年金番 号可証スルニ足ル書類		五ノ二 配偶者ガ年金制度の施行に伴う厚生労働省関の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令保省令の整備に関する省令保省令の整備に関する省令に供う原生労働省長軍、一位、大夕ル者に、大夕ル者に、大夕ル者に、大少の北方のを、第一項ノ規定に依り、大りの大力のを、第一項ノ規定に依り、大力の大力のを、第一項ノ規定に依り、大力の大力のでは、大力の大力のでは、大力の大力のでは、大力の大力のでは、大力の大力の大力のでは、大力の大力の大力の大力の大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大
(略) 第七十四条ノ五第二項第一	第五十条第二項第一号及び	第五十条第二項	(略)	
大事由書) ア事由書) がスルコト能ハザルトキハ其 被保険者又ハ被保険者タリシ	田書) 田書) 田書)	、 前号ノ障害が別表第一二 相グル疾病又ハ負傷ニ因ル をフォルトキハ其ノ障害ノ ンフイルム		
市項ノ規定二依リ同項ノ請求 書二被保険者又ハ被保険者タ リシ者ノ基礎年金番号ヲ記載 ノ他ノ基礎年金番号ヲ記載 ニ足ル書類	ル書類 ル書類 ル書類	六 前号ノ障害ガ別表第一二 掲グル疾病又ハ負傷二因ル モノナルトキハ其ノ障害ノ 状態ノ程度ヲ示スレントゲ ンフイルム 前項ノ請求書ニ配偶者ノ基礎 年金番号ヲ記載スル者ニ在 リテハ配偶者ノ国民年金手 リテハ配偶者ノ国民年金番号ヲ 証スルニ足ル書類		五ノ二 配偶者ガ平成八年改正省令第一条4号二規定二依ル改正後ノ国民年金法施行規リ第一条各号二規定スル者リーニ該当スルモノニ在リテハ個人番号マハ基礎年金番号

令和3年6月30日 水曜日

	第八十一条ノ四第一項	第八十一条ノ二第一項及び	(略)													第八十一条第三項												一条ノ四第一項	一条ノ二第一項及び第八十	第八十一条第二項、第八	酹
プ続柄又ハ関係者又ハ被保険者タリシ者ト年月日並二其ノ者ト被保険										ベキ書類	村長ノ証明書又ハ之ニ代ル	書二記載シアル事項ノ市町	書、死体検案書若ハ検視調	長二提出シタル死亡診断	リシ者ノ死亡ニ関シ市町村	三 被保険者又ハ被保険者タ													八十 及住所	一 請求者ノ氏名、生年月日	
ノ続柄又ハ関係者又ハ被保険者タリシ者ト年月日並二其ノ者ト被保険		八 請求者ト同順位ノモノア		スルニ足ル書類	其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証	リテハ基礎年金番号通知書	年金番号ヲ記載スル者ニ在	項ノ請求書ニ請求者ノ基礎	三ノ二 前項ノ規定ニ依リ同	ベキ書類	村長ノ証明書又ハ之ニ代ル	書二記載シアル事項ノ市町	書、死体検案書若ハ検視調	長二提出シタル死亡診断	リシ者ノ死亡ニ関シ市町村	三 被保険者又ハ被保険者タ	号	ハ個人番号又ハ基礎年金番	者ニ該当スルモノニ在リテ	号通知書ノ交付ヲ受ケタル	磔丨		依ル改正後ノ厚生年金保険	第二条ノ	則第十条第一項又ハ令和三	改正後ノ国民年金法施行規	正省令第四条ノ規定ニ依ル	一ノ二 請求者ガ令和三年改	及住所	一請求者ノ氏名、生年月日	
		络														空													_	笠	
		第八十一条ノ二第一項及び	(略)													第八十一条第三項												一条ノ四第一項	条ノ二第一項及び第八十	第八十一条第二項、第八十	H.
ノ続柄又ハ関係者又ハ被保険者タリシ者ト	ルトキハ其ノ者ノ氏名及生	八 請求者ト同順位ノモノア								ベキ書類	村長ノ証明書又ハ之ニ代ル	書ニ記載シアル事項ノ市町	書、死体検案書若ハ検視調	長二提出シタル死亡診断	リシ者ノ死亡ニ関シ市町村	三 被保険者又ハ被保険者タ													及住所	一請求者ノ氏名、生年月日	
ノ続柄又ハ関係者又ハ被保険者タリシ者ト年月日並ニ其ノ者ト被保険	ルトキハ其ノ者ノ氏名及生	八 請求者ト同順位ノモノア		足ル書類	ノ基礎年金番号ヲ証スルニ	リテハ国民年金手帳其ノ他	年金番号ヲ記載スル者ニ在	項ノ請求書ニ請求者ノ基礎	三ノ二 前項ノ規定ニ依リ同	ベキ書類	村長ノ証明書又ハ之ニ代ル	書二記載シアル事項ノ市町	書、死体検案書若ハ検視調	長二提出シタル死亡診断	リシ者ノ死亡ニ関シ市町村	三 被保険者又ハ被保険者タ						番号	テハ個人番号又ハ基礎年金	ノーニ該当スルモノニ在リ	則第一条各号ニ規定スル者	改正後ノ国民年金法施行規	正省令第一条ノ規定ニ依ル	一ノ二 請求者ガ平成八年改	及住所	一請求者ノ氏名、	1

	2 (略)			2 (略)
	(略)			(略)
三 請求当時二於ケル請求者 三 請 ・被保険者又ハ被保険者タ ト被 カレタル戸籍ノ謄本又ハ除 ニシ カレタル戸籍ノ謄本 カレ カレタル戸籍ノ謄本 カレ ラリテ モシ エシ	第八十一条ノ四第二項	三 請求当時二於ケル請求者 ト被保険者又ハ被保険者タ リシ者トノ身分関係ヲ明瞭 ニシ得ル戸籍ノ謄本 三ノ二 前項ノ規定二依リ同 項ノ請求書ニ請求者ノ基礎 年金番号ヲ記載スル者ニ在 リテハ基礎年金番号通知書 其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証 スルニ足ル書類	三 請求当時二於ケル請求者 リシ者トノ身分関係ヲ明瞭 ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除 カレタル戸籍ノ謄本	第八十一条ノ四第二項
一語求者が法第二十三条ノニ第二項ノ規定二該当スルニ至リタル当時二於ケル請求者ト被保険者又ハ被保険者タリシ者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本マハ除カレタル戸籍ノ謄本	第八十一条ノ二第二項	一請求者ガ法第二十三条ノ二第二項ノ規定二該当スルニ至リタル当時二於ケル請求者ト被保険者又ハ被保険者タリシ者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本フハ除カレタル戸籍ノ謄本フノニ 前項ノ規定ニ依り同項ノ請求書ニ請求者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ基礎年金番号通知書其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証エスルニ足ル書類	一請求者ガ法第二十三条ノニ第二項ノ規定二該当スルニ至リタル戸籍ノ謄本又明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又明除カレタル戸籍ノ謄本スの除カレタル戸籍ノ謄本ストで、前球者が法第二十三条ノ	第八十一条ノ二第二項
八 ハ モ 規 金 規 平 ノ ノ 基 ノ 定 法 定 成 ア 二		八ノ二 請求者ト同順位ノモノアル場合ニ於テ其ノ者ガ令和三年改正省令第四条ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法施行規則第十条第一項スハ令和三年改正省令第二条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚十一条第一項ノ規定ニ依ルウトルトキハ個人番号アタル者ニ該当スルモノナルトキハ個人番号スルモノナルトキハ個人番号スルモノナルトキハ個人番号スハモメートキハ個人番号スハモノナルトキハ個人番号スハモノナルトキハ個人番号スハモノナルトキハ個人番号スハモ		

(国民年金基金規則の一部改正)

第九条 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

改

Œ.

後

(加入の申出)

(略)

次の各号に規定する者にあっては、 ばならない。 前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなけ

(号外第 146 号)

三 法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされる者(同条第一項第二号に (在外邦人による加入の申出) 掲げる者に限る。) にあっては、同号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類

第七条の二 法附則第五条第十二項の規定による申出は、 によって行わなければならない。 住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出すること た申出書を、法附則第五条第一項の規定による被保険者(同項第三号に掲げる者に限る。)が、 前条第一項各号に掲げる事項を記載し

(資格喪失の届出)

第八条 法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の資格の喪 当するに至ったことによる被保険者の資格の喪失による加入員の資格の喪失による届出を除 失の届出(法第九条第一号若しくは第三号又は法附則第五条第五項第一号若しくは第四号に該 に提出することによって行わなければならない。 く。)は、当該事実のあった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金

略)

(加入員証の交付)

第三十九条 基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者(法附則第五条第十一項の規 付しなければならない は、加入員番号を定めた後、 定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。)について 次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交

- ければならない。 入員番号を定めた後、 二号に掲げる者に限る。)が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加 基金は、法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされた者(同条第一項第 前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しな
- 3 三号に掲げる者に限る。)が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を 定めた後、第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければな 基金は、法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされた者(同条第一項第

第七条 (加入の申出 略

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

ればならない。 次の各号に規定する者にあっては、前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなけ

掲げる者に限る。)にあっては、同号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類三 法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされる者(同条第一項第二号に

(在外邦人による加入の申出)

第七条の二 法附則第五条第十三項の規定による申出は、前条第一項各号に掲げる事項を記載し 住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出すること によって行わなければならない。 た申出書を、法附則第五条第一項の規定による被保険者(同項第三号に掲げる者に限る。)が、

(資格喪失の届出

第八条 法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の資格の喪 当するに至ったことによる被保険者の資格の喪失による加入員の資格の喪失による届出を除 失の届出(法第九条第一号若しくは第三号又は法附則第五条第六項第一号若しくは第四号に該 く。)は、当該事実のあった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金 に提出することによって行わなければならない。

2

(加入員証の交付)

第三十九条 基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者 (法附則第五条第十二項の規 は、 付しなければならない。 定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。)について 加入員番号を定めた後、 次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交

- 入員番号を定めた後、 ければならない。 |号に掲げる者に限る。)が六十歳以後初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加 基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者(同条第一項第 前項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しな
- 定めた後、 三号に掲げる者に限る。)が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を 基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者 第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければな (同条第一項第

る書類の提出を要しないものとする。規則第三条の規定による基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができ次条及び附則第九条において「新厚年資格取得者」という。)については、厚生年金保険法施行

正法」という。)附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者 (次項、 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改

第二条

規則第三条の規定による年金手帳の提出を要しないものとする。

次条及び附則第九条において「新厚年資格取得者」という。)については、

厚生年金保険法施行

以下「平成八年改

正法」という。)附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者(次項、

厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。

第二条

第十条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

		445																												
(小事)に登る文書をできる主体に企合き、重要できる・では、これでは、「大事」に対しています。 いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し	改正後	第十一条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成九年厚生省令第三十一号)の一(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)	二 (略)	知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ――前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通		第十六条 (略)	(老齢基礎年金等の額の改定の請求)	2 (略)	一~四(略)	5年金番号	書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号	る事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならない。この	第十五条 令第九条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次	(特例追納の申出等)	_	二~六 (略)			2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	第十四条 (略)	(国民年金対象残留期間を有する者の申出)	3・4 (略)	八•九 (略)	るときは、当該書類	七 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を所持してい		請書	(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)	改正後	
(新厚年資格取得者に係る年金手帳に関する経過措置) 附 則	改正前	(傍線部分は改正部分)部を次の表のように改正する。	一 (略)	の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	、「見り育くをことをごうです。」 は、次に掲げる書類を添えなければならない。		(老齢基礎年金等の額の改定の請求)	2 (略)	(略)	の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他	る事項を記	第十五条 令第九条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次一	(特例追納の申出等)	Ŭ	二~六 (略)	番号を明らかにすることができる書類	一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳そ	2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	第十四条 (略)	(国民年金対象残留期間を有する者の申出)	3 · 4 (略)	八·九 (略)		七 国民年金手帳を所持しているときは、国民年金手帳	一~六 (略)	前書	(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)	改正前	(授級音欠に改正音欠)

第十九条

官

2 十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者 と、「同条第二項各号」とあるのは「国民年金法施行規則第十条第二項各号」とする。 除く。)」とあるのは (既に国民年金法施行規則第十条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者を 新厚年資格取得者に対する基礎年金番号通知書の交付について厚生年金保険法施行規則第八 「平成八年改正法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」

(退職共済年金の裁定の請求)

第十八条

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない ・一の二 (略)

三五五 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 基礎年金番号通

3 5 5 六~十 (略) (略)

偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、

(支給停止解除の申請)

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

(略)

(支給停止解除の申請)

水曜日

第二十九条

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない

一 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三~八 (略)

3 略)

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

(障害の程度が変わったときの改定の請求

第三十一条

2 前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない。

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

二 主 (略)

3 • 4

2 和四十九年厚生省令第四十号)に定める様式による年金手帳の交付を受けた者を除く。)」とあ 年金法施行規則第十条第一項第二号又は第三項の規定により年金手帳の様式を定める省令(昭項の規定を適用する場合においては、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民 あるのは「年金手帳の様式を定める省令 るのは「平成八年改正法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同令」と 新厚年資格取得者に対する年金手帳の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一 (昭和四十九年厚生省令第四十号)」とする。

第十八条

(退職共済年金の裁定の請求)

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

・一の二 (略)

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 年金手帳その他

五の二 前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、

配

三五五

六~十 偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (略)

配

(支給停止解除の申請)

第十九条(略)

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳そ

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない

(略)

(支給停止解除の申請)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

第二十九条 (略)

国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(略)

3

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

第三十一条 (略)

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳そ

二 三 (略)

3 • 4

三~六

、配偶者を有するに至った場合の届出

2 第三十一条の二

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

第三十九条 (支給停止解除の申請 前項の申請書には、 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、 次に掲げる書類等を添えなければならない

3 4 三~七

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

(遺族共済年金に係る転給の申請)

第四十一条

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

らかにすることができる書類 所在不明である受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明

(所在不明とされた者の申請)

第四十二条 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとさ 定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十 する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第一項の規 支給を停止されている遺族共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用 れたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第一項の規定によって 書類」と、前条第二項第二号は「二 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市 けている者の基礎年金番号通知書その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成 又は基礎年金番号及び遺族共済年金の年金証書の年金コード」と、前条第二項第一号は「一 えるものとする。 該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。」」と読み替 一条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者の氏名、生年月日、個人番号 一十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受 ·村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当

(退職年金の裁定の請求)

第四十五条

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

(配偶者を有するに至った場合の届出)

第三十一条の二

前項の届書には、 次に掲げる書類を添えなければならない。

配偶者の

年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、 配偶者の

(支給停止解除の申請)

第三十九条

前項の申請書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

基礎年金番号通

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

三~七 (略)

3 • (略)

第四十一条

(遺族共済年金に係る転給の申請

所在不明である受給権者の国民年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかに

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

することができる書類

(所在不明とされた者の申請)

第四十二条 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとさ 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成 のとする。 者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)」と読み替えるも の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請 けている者の国民年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」 又は基礎年金番号及び遺族共済年金の年金証書の年金コード」と、前条第二項第一号は する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第一項の規 支給を停止されている遺族共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用 れたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第一項の規定によって と、前条第二項第二号は「二 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長 定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十 一条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者の氏名、生年月日、個人番号 一十四年一元化法改正前国共済法第九十二条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受

(退職年金の裁定の請求)

第四十五条

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 三~六 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (略) 国民年金手帳そ

(障害による退職年金の停止の解除の申請)

第四十七条

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

(号外第 146 号)

三四四

(支給停止解除の申請)

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

第五十四条

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

第五十六条

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

_ =

(障害年金の額の改定の請求)

第五十七条

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

(遺族年金に係る転給の申請)

第六十四条

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

ができる書類 所在不明である受給権者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすること

二~七

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

(退職年金の額の改定の請求)

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

第四十九条 (支給停止解除の申請)

基礎年金番号通

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 (略)

官

第五十六条

基礎年金番号通

前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳そ

第五十七条

次に掲げる書類を添えなければならない

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳そ

(遺族年金に係る転給の申請)

る書類

二~七 略)

(障害による退職年金の停止の解除の申請)

第四十六条

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳そ

(退職年金の額の改定の請求)

第四十七条

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳そ

(支給停止解除の申請)

第四十九条

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

三

第五十四条 (支給停止解除の申請)

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

三~六

(障害の程度が変わったときの改定の請求)

(障害年金の額の改定の請求)

前項の請求書には、

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

第六十四条

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 所在不明である受給権者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができ

二~七

(所在不明とされた者の申請

第六十四条の二 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例 りなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支 当該申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)」と読み 市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により 受けている者の基礎年金番号通知書その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができ 給を受けている者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年 この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によ によるものとされた遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用する。 替えるものとする。 る書類」と、前条第二項第二号は お従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支給を 金コード」と、 前条第二項第一号は「一 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりな

る遺族年金の改定の請求 (他の公的年金制度から遺族年金又は通算遺族年金に相当する年金を受けなくなったことによ

第六十五条

2 前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

(遺族年金の額の改定の請求

官

第六十六条

2

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

(扶養遺族不該当の届出)

第六十七条

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通知

(通算遺族年金に係る転給の申請)

第六十八条

2

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない

らかにすることができる書類 行方不明である受給権者の基礎年金番号通知書その他の当該受給権者の基礎年金番号を明

(所在不明とされた者の申請)

第六十四条の二 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例 申請者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)」と読み替え 村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該 受けている者の国民年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書 お従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支給を 金コード」と、前条第二項第一号は「一 給を受けている者の氏名、生年月日、 りなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十条第二項の規定により当該遺族年金の支 によるものとされた遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用する。 と、前条第二項第二号は「二 前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によ 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町 個人番号又は基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりな

る遺族年金の改定の請求 (他の公的年金制度から遺族年金又は通算遺族年金に相当する年金を受けなくなったことによ

第六十五条

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

2

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳そ

(遺族年金の額の改定の請求)

第六十六条

2 前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳そ

(扶養遺族不該当の届出)

第六十七条

2 前項の届書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳その

(通算遺族年金に係る転給の申請)

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

することができる書類 行方不明である受給権者の国民年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかに

二~七 略)

(所在不明とされた者の申請)

第六十九条 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によ 法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けている子の基礎年金番号通によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項の規定において準用する旧厚生年金保険 する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第二項の規 知書その他の当該子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号 用する旧厚生年金保険法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けてい 定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項の規定において準 条第二項の規定により通算遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用 るものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十七 確認情報の提供を受けることができないときに限る。)」と読み替えるものとする。 る子の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び通算遺族年金の年金証書の年金コード」 (支給停止解除の申請) 「一 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄 前条第二項第一号は「一 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例 (厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人

第七十条 (略

前項の申請書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない。

官

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

(所在不明とされた者の申請)

第六十九条 前条の規定は、平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によ 用する旧厚生年金保険法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けてい 報の提供を受けることができないときに限る。)」と読み替えるものとする。 生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該申請者に係る機構保存本人確認情 の他の当該子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」と、前条第二項第二号は 法第六十六条ただし書の規定により当該通算遺族年金の支給を受けている子の国民年金手帳そ によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項の規定において準用する旧厚生年金保険 と、前条第二項第一号は「一 平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例 る子の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び通算遺族年金の年金証書の年金コード」 定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項の規定において準 する。この場合において、前条第一項第三号は「三 平成八年改正法附則第十六条第二項の規 条第二項の規定により通算遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする場合について準用 るものとされた旧国共済法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十七 提出日前一月以内に作成された申請者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚

第七十条 (支給停止解除の申請)

前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

第十二条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令(平成十一年厚生省令第五十四号)の一部を次の表のように改正する。 (国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令の一部改正) (傍線部分は改正部分)

改

正

前

1 いう。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、基礎年金番号通知書その他の基礎年金則第二項の規定により同項の政令で定める額の還付を請求しようとする者(以下「請求者」と「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二十三号)附 番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならな 改 正 後 1 いう。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、国民年金手帳を添えて、これを厚生労則第二項の規定により同項の政令で定める額の還付を請求しようとする者(以下「請求者」と「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第二十三号)附 働大臣に提出しなければならない

水曜日

一 〈 四 (略)

2 5 5

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

(新厚年資格取得者に係る年金手帳に関する経過措置)

第二条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。 以下 「平成十三年統合法」

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

2 5 5

(略) (略

一 〈 匹

第十三条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

附則	
	改
	正
	後

第二条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」 (新厚年資格取得者に係る基礎年金番号通知書に関する経過措置)

「同条第二項各号」とあるのは

「国民年金法施行規則第十条第二項各号」

とする。

略)

十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者 除く。)」とあるのは「平成十三年統合法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者 通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を要しないものとする。 資格取得者」という。)については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による基礎年金番号 という。)附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者(以下「新厚年 (既に国民年金法施行規則第十条第 新厚年資格取得者に対する基礎年金番号通知書の交付について厚生年金保険法施行規則第八 一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者を

2

2

(退職共済年金の裁定の請求)

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

<u>·</u>

二の二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番 号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

号を記載する者にあっては、 かにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に加給年金額の対象者となるべき配偶者の基礎年金番 当該配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明ら

五~八 (略)

3 6

官

(障害共済年金の額の改定の請求

第二十五条

等及び基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなけ 前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類

一・二 (略)

ればならない。

3 • 4

(障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出

第二十五条の二

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、 配偶者の

> という。)附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者 出を要しないものとする。 資格取得者」という。)については、 厚生年金保険法施行規則第三条の規定による年金手帳の提 Q 下

年金法施行規則第十条の規定により年金手帳の様式を定める省令 項の規定を適用する場合においては、 十号) 様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)」とする。 法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同令」 新厚年資格取得者に対する年金手帳の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一 に定める様式による年金手帳の交付を受けた者を除く。)」とあるのは 同項中「初めて被保険者の資格を取得した者(既に国民 (昭和四十九年厚生省令第四 とあるのは 「平成十三年統合

(退職共済年金の裁定の請求)

第十四条

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

一の二 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四の二 前項の規定により同項の請求書に加給年金額の対象者となるべき配偶者の基礎年金番 号を記載する者にあっては、 とができる書類 当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにするこ

(略)

3 6 略)

(障害共済年金の額の改定の請求

第二十五条

等及び年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな 前項の請求書には、 その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類

(略)

3 • 4

(障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出)

(略)

前項の届書には、

次に掲げる書類を添えなければならない。

第二十五条の二

年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、

3 5 5

(号外第 146 号) 第三十一条 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない 前項の請求書には、 (遺族年金の支給調整事由消滅の届出 書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 とができる書類 、遺族共済年金の転給等の請求) 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 所在不明である者の基礎年金番号通知書その他のその者の基礎年金番号を明らかにするこ 次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 基礎年金番号通知 第三十一条 基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

第五十条 (併給の調整による支給停止の解除の申請等)

前項の申請書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

三~九 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

第五十一条

官

前項の申請書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

三~六 略)

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

第十四条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百七十号) (北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令の一部改正) 略)

(令第二条第一項の規定による保険料の還付請求)

改

金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを厚生労 求しようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書に、基礎年 和三十四年法律第百四十一号)第八十七条の二第一項の規定による保険料を除く。)の還付を請 働大臣に提出しなければならない とみなされた期間について、納付された当該期間に係る保険料(当該期間に係る国民年金法(昭 四百七号。以下「令」という。)第一条第三項の規定により国民年金の被保険者でなかったもの 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第

2

2

略)

一 <u>5</u> 三

(遺族共済年金の転給等の請求)

前項の請求書には、 次の各号に掲げる書類等を添えなければならない

一 所在不明である者の年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる

三~七

(遺族年金の支給調整事由消滅の届出

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

年金手帳その他の

(併給の調整による支給停止の解除の申請等)

第五十条 (略)

前項の申請書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 年金手帳その他

三~九 (略)

3 5 5

第五十一条

前項の申請書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

三~六 略)

一 前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 年金手帳その他

の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(令第二条第一項の規定による保険料の還付請求)

正

前

第一条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第 四百七号。以下「令」という。)第一条第三項の規定により国民年金の被保険者でなかったもの 金手帳を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 求しようとする者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書に、 和三十四年法律第百四十一号)第八十七条の二第一項の規定による保険料を除く。)の還付を請 とみなされた期間について、納付された当該期間に係る保険料(当該期間に係る国民年金法(昭

略)

(略)

第二条 令第八条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次に 掲げる事項を記載した申出書に、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにするこ とができる書類を添えて、これを日本年金機構(以下 (特例追納の申出等) 「機構」という。)に提出することによっ という。)に提出することによって行わなければならない。

2 5 4

第三条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

て行わなければならない。 (老齢基礎年金の額の改定の請求 (略)

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第十五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成十七年厚生労働省令第四十九号)の一部を次の表のように改正する。

第一条 2 3 4 三 ~ 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 (認定の請求) 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 (略) (略) 改 正 後 基礎年金番号通 第一条 2 3 • 一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳そ 三 ~ 十· 前項の請求書には、 (認定の請求 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 略) (略) (略) 次に掲げる書類等を添えなければならない 改 正 前

(社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正)

第十六条 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

) 1 (各)	知書その他の基礎年金番号を明	~ 一 前項の規定により同項の申出書	令 2 前項の申出書には、次に掲げる書	(七) 第十九条 (略)	4 (厚生年金保険の特例加入被保険者)	6月	月 3
	かにすることがで	に基礎年金番号を記載	類を添えなければなら		の資格取得の申出)	正	
	書類	戦する者にあっては、 基礎年金番号通	らない。			後	
二(略)	礎年金番号を明らかにする	一 前項の規定により同項の申出書に基業	2 前項の申出書には、次に掲げる書類	第十九条(略)	(厚生年金保険の特例加入被保険者の	改	
	書	從年金番	類を添えなければならな		の資格取得の申出)	正	
		号を記載する者にあっては、	っない。			前	(傍
		は、年金手帳その他					3線部分は改正部分)

(特例追納の申出等)

第二条 令第八条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。)の申出は、次に 掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを日本年金機構(以下「機構」

一 三 (略)

(老齢基礎年金の額の改定の請求

第三条 前項の請求書には、 (略) 次に掲げる書類を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

略)

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

国民年金手帳そ

(傍線部分は改正部分)

3

略)

3

略

八号)の一部を次の表のように改正する。第十七条 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第百(死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正)

(傍線部分は改正部分)

** 0	*	0. 8%	第 十 八 千 年 条 金 こ あ ※ 三 (A) = (A) = (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	
第八条 (略)	変のの(給((認定の請求) (認定の請求) (認定の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 正 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通 一 (略) 正 ができる書類	改 正 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	
第八条 (略) 第八条 (略) 第八条 (略) できる書類を添えなければならない。 (氏名変更の届出) できる書類を添えなければならない。 は、国民年金手帳その他 (の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。) お頂の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他	(略) (略)	(認定の請求) 第二条 (略) 第二条 (略) 第二条 (略) で他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 正 ((保険料の納付の申出等) (保険料の納付の申出等) (保険料の納付の申出等) (保険料の納付の申出等) (保険料の納付の申出等) (保険料の納付の申出等) (保険料の納付の申出等) (会附則第四条第一項の申出) (会附則第四条第一項の申出) (会附則第四条第一項の申出) (会附則第四条第一項の申出書に特定期間における配偶者の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号をあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳をの他の基礎年金番号をあっては、同項の規定により同項の申出書に配偶者の国民年金手帳をあるという。	(傍線部分は改正部分)

第十三条

3 6

(住所変更の届出)

2 その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書

(払渡方法等の変更の届出

第十一条

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知

3

略)

第十二条 前項の届書には、老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該老齢

(所在不明の届出等)

3~5 (略) (死亡の届出)

ならない。

年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければ

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該老齢年金生活者支援

官

3 5 5 略)

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求

第十五条 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

<u>.</u>

三 老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該老齢年金生活者支援 給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

略)

3 略)

第十七条 (認定の請求) (略)

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

三 五 知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 略)

往所変更の届出

2 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他

第十一条

(払渡方法等の変更の届出

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳その

3

(所在不明の届出等)

第十二条 活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな 前項の届書には、老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該老齢年金生

(死亡の届出)

第十三条 (略)

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該老齢年金生活者支援給付金

受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 5 5

(未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求)

第十五条

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

<u>·</u>

三 老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該老齢年金生活者支援給付金 受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四

3 略)

(認定の請求)

第十七条 (略)

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

基礎年金番号通

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

三五五 (略)

3 6

官 令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日 水曜日 3

(不支給事由該当の届出)

前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書

第二十三条 その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない (氏名変更の届出)

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

_ 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知

3

(住所変更の届出

2 第二十四条

その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書

(払渡方法等の変更の届出)

2

第二十六条

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通知

添えなければならない。

3 5 5

第二十八条

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該補足的老齢年

第三十条

前項の請求書には、

(略)

次に掲げる書類を添えなければならない

略)

金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求

三 補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該補足的老齢年 金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3

(略)

几

3

(所在不明の届出等)

第二十七条 該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を 前項の届書には、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当 (略)

(死亡の届出) (略)

第二十八条 (略) (死亡の届出)

ければならない。

2

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(略)

前項の請求書には、

三 補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活

略)

(不支給事由該当の届出

2

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他

第二十三条

(氏名変更の届出

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳その

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3

(住所変更の届出

2 第二十四条 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他

3

(払渡方法等の変更の届出

第二十六条

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

国民年金手帳その

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3

(所在不明の届出等)

第二十七条 的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えない。前項の届書には、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足

補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活

者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

第三十条

(未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求

次に掲げる書類を添えなければならない

者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

Л 略)

3

3

略)

3 5 5

(略)

ならない

(認定の請求)

第三十二条 (略)

2 前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない。

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通

3 6 三 「 五 略)

(不支給事由該当の届出)

第三十四条 その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない (氏名変更の届出) 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書

2

第三十八条

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知

(住所変更の届出

第三十九条

官

2 その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書

3

(払渡方法等の変更の届出)

第四十一条

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知

(略)

3 略)

(所在不明の届出等)

第四十二条

2 年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければ 前項の届書には、障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該障害

(認定の請求)

第三十二条 (略)

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 国民年金手帳そ

三 五 五 (略)

ς 6 略)

(不支給事由該当の届出

第三十四条 (略)

2

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他

(氏名変更の届出)

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

国民年金手帳その

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3

(住所変更の届出

第三十九条 (略)

2 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他

の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(払渡方法等の変更の届出

第四十一条

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳その

3 略)

(所在不明の届出等

3 5 5

略

2 前項の届書には、障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生 活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日 水曜日 3

(死亡の届出)

2 第四十三条 前項の届書には、 略)

給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該障害年金生活者支援

次に掲げる書類を添えなければならない。

第四十五条 (未支払の障害年金生活者支援給付金の請求

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

三 障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該障害年金生活者支援

給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 四 略)

第四十七条 (認定の請求)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない

前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 (略)

官

第四十九条 (不支給事由該当の届出) 3 6

その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書

(氏名変更の届出)

第五十三条 略)

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない

書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 基礎年金番号通知

略)

(住所変更の届出

第五十五条

3

略)

2 その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書

(死亡の届出)

前項の届書には、 次に掲げる書類を添えなければならない。

受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金

(未支払の障害年金生活者支援給付金の請求)

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

三 障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金 受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四

3 略)

(認定の請求)

第四十七条

前項の請求書には、 次に掲げる書類等を添えなければならない

の他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

基礎年金番号通

一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳そ

三

「四 略)

3 6 (略)

(不支給事由該当の届出

第四十九条

2 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他

第五十三条

前項の届書には、

次に掲げる書類を添えなければならない。

国民年金手帳その

(氏名変更の届出)

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、

(住所変更の届出

3

略)

第五十五条

3

略)

2 の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他 3~5 (略)

報

2

第五十七条 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知

(払渡方法等の変更の届出)

3 略)

(所在不明の届出等)

第五十八条

ならない。 年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければ 前項の届書には、遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族

3~5 (略) (死亡の届出)

第五十九条 (略)

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族年金生活者支援

第六十一条

(未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない

三 遺族年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該遺族年金生活者支援

水曜日

給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3 略)

(添付書類の省略等)

第六十五条 (略)

2 3

令和 3 年 6 月 3O 日

当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書又は届書に添えることを ることができる書類を請求書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が 第一章から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにす

略)

5

略

要しないものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(払渡方法等の変更の届出

第五十七条 (略)

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、 国民年金手帳その

(略)

3

(所在不明の届出等)

2 第五十八条 活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならな 前項の届書には、遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生

(死亡の届出)

第五十九条 (略)

前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金

(略)

第六十一条

(未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求)

<u>·</u>

前項の請求書には、 次に掲げる書類を添えなければならない

三 遺族年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該遺族年金生活者支援給付金

受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四

3

略)

(添付書類の省略等)

2 •

第六十五条

礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書又は届書に添えることを要しな ができる書類を請求書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基 いものとする。 第一章から第三章までの規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすること 水曜日

官

国民年金手帳の交付を受けている者等に係る基礎年金番号通知書の交付等に関する経過措置

部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二十三条第五項において準用する場合を含む。)及び旧法附則第七条の四第二項に規定する国民年金手帳をいう。以下同じ。)の交付を受けている者を 関する通知書をいう。以下同じ。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)に対しては、改正後国年則第十条第一項及び改正後厚年則第八十一条第一項の規定による基礎年金番号通知書の交付は行わな いう。以下同じ。)及び通知書既交付者(この省令の施行の際現に通知書(この省令による改正前の国民年金法施行規則(以下「改正前国年則」という。)第八十三条の八第一項に規定する基礎年金番号に 条において「令和二年改正法」という。)第二条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下この条において「旧法」という。)第十三条第一項(旧法附則第五条第四項、令 二年改正法附則第四十八条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十一条第五項及び令和二年改正法第八条の規定による改正前の国民年金法等の ものとする。 八十一条第一項の規定にかかわらず、年金手帳既交付者(この省令の施行の際現に国民年金手帳(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 厚生労働大臣は、この省令による改正後の国民年金法施行規則(以下「改正後国年則」という。)第十条第一項及びこの省令による改正後の厚生年金保険法施行規則(以下「改正後厚年則」という。) (令和二年法律第四十号。 以下この

第三条 年金手帳既交付者は、国民年金手帳を滅失し、若しくは毀損したとき又は国民年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、基礎年金番号通知書の交付を厚生労働大臣に申請することができる。 年金手帳既交付者は、前項の申請をしようとするときは、 次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない

氏名(国民年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあっては、変更後の氏名)、生年月日及び住所

個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。 次条において同じ。)又は基礎年金番

国民年金手帳を滅失し、又は毀損した者にあっては、その事由

2 通知書既交付者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない 通知書既交付者は、通知書を滅失し、 若しくは毀損したとき又は通知書に記載された氏名に変更があるときは、基礎年金番号通知書の交付を厚生労働大臣に申請することができる。

氏名(通知書に記載された氏名に変更がある者にあっては、変更後の氏名)、生年月日及び住所

個人番号又は基礎年金番号

通知書を滅失し、又は毀損した者にあっては、その事由

第五条 į, 厚生労働大臣は、前二条の規定により基礎年金番号通知書の交付の申請書を受理したときは、 基礎年金番号通知書を作成し、 これを年金手帳既交付者又は通知書既交付者に交付しなけれ ばならな

、国民年金手帳の交付を受けている者等に係る国民年金手帳の使用等に関する経過措置」

2 第六条 この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳及び通知書は、当分の間、この省令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなす。 ては、 年金手帳既交付者及び通知書既交付者に係るこの省令による改正後の船員保険法施行規則第百二十九条第一項第二号及び第三項第三号並びに第百三十一条第 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 一項第二号及び第二項第四号の適用につ

第百 第百一 第百二 三十一 二十九条第 二十 一十九条第三 条第 項第 項第 項第 項第四号 号 号 八十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者又は厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第十条第一国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第十条第一 ては、基礎年金番号通知書一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者にあっ国民年金法施行規則第十条第一項又は厚生年金保険法施行規則第八十 条第一項の規定により基礎年民年金法施行規則第十条第一 年金番号通知書の交付を受けた者一項又は厚生年金保険法施行規則第八十 第項 則」という。)第一条各号に規定する者のいずれかに該当するもの則」という。)第一条各号に規定する者のいずれかに該当するもの出る。第三項並びに第百三十一条第一項及び第二項において「改正前国年件う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和三年厚生労働省令第百件の東省関係省令の整備に関する省令(令和三年厚生労働省の施行に は、国民年金手に改正前国年則第 は、国民年金手に改正前国年則第 改正前国年則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するもの .帳?一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあって. かに該当するものにあって

(国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

令和 **3** 年 **6** 月 **30** 日

各号に掲げる記号番号をいう。 年金手帳既交付者及び通知書既交付者に係る国民年金法第十四条の厚生労働省令で定める記号及び番号は、 改正後国年則第一条第 項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、

年金手帳既交付者 国民年金手帳の記号番号

通知書既交付者

、国民年金手帳の再交付の申請をしている者に係る基礎年金番号通知書の交付に関する経過措 通知書に記載された記号番号

第八条 この省令の施行の際現に改正前国年則第十一条第一項及びこの省令による改正前の厚生年金保険法施行規則第十一条第一項の規定により行われている国民年金手帳の再交付の申請については、 の省令の施行の日以後は、 改正後国年則第十一条第一項の規定により行われた基礎年金番号通知書の再交付の申請とみなすことができる

ح

当